

安政初年期の改鑄と引き替え

——嘉永一朱銀・安政二分判の再考——

須賀博樹

はじめに

江戸幕府は天保の改革の失敗で、伝統的な貨幣政策である貨幣改鑄益金（出目）の獲得路線の踏襲が確定した。弘化・嘉永・安政初年期は異国船来航や一連の安政の大地震など政治的に関連する事件も多い時期で、幕府は慢性的な財政難の中でその対応に苦慮した。そのため、貨幣改鑄で一時の財政支出は凌いでも、新旧金銀貨引き替えでの旧金銀貨の回収は困難を極めており、財政事情からも旧金銀貨持主への増歩も高くは設定できなかった。他方で幕府は、国際的な金銀比価問題への対応を迫られる中、国内の古金銀に含まれる金銀価格を適正に評価し始めなければならぬ時期にさしかかっていた。

弘化・嘉永・安政の幣制を『図録日本の貨幣⁴』では次のように位置づける。弘化期は幕府が旧貨回収用として天保金・天保銀等を鑄造しなければならず、幕府は年々回収期限を一年毎延長して回収を督促した。錢貨では天保通宝百文銭のような高額錢貨以外の銅錢鑄造を禁止し小額錢貨は鉄錢へ変更していった。嘉永期は嘉永七年（一八五四、同年一月より安政へ改元）正月に嘉永一朱銀（安政一朱銀とも呼ぶ）鑄造、閏七月に天保五兩判通用停止があった。安政期は安政二年一月の古金銀への増歩、同三年六月の安政二分判鑄造があり、改鑄に関して鎖国体制下と安政開港への過渡期的様相を位置づけた。他の増歩では安政五年に慶長銀・元禄銀・宝永銀・永字銀・三宝銀・四宝

銀・享保銀という古銀類へも増歩がなされたが、注意を要するのは通用銀の増歩の際には引き替え後の額を「代り銀」「代銀」と表現するが、この触書にある「代通用銀」とは割増額で交付銀額はこれに各一〇貫を加えたものになると思われると指摘する。³⁾

田谷博吉は嘉永一朱銀・安政二分判を、もとより安政の貨幣改鑄といい得るものではなかったとして、水野忠邦の上知令失敗以降の幕府財政のため、金銀改鑄の悪策なることを知りつつ猶も襲用したと述べるが、改鑄原資の調達と増歩の問題への言及はない。小葉田淳は嘉永六年末より安政年間にかけて鑄造の嘉永一朱銀、安政二分判、安政金銀、安政一分銀が、前代の同種の貨幣に比して何れも実質価値を落としており、文政より天保へかけての方向の推進に他ならないと指摘する。しかし、嘉永一朱銀、安政二分判にはこの傾向が含まれようが、安政金銀、安政一分銀は日本金銀比価の国際水準への引き上げ目的のため文政より天保での方向の推進とは異なる。作道洋太郎は、嘉永一朱銀は量目〇・五匁で、先の文政南鐘一朱銀が一匁で一匁余の銀を含有するのに対して、嘉永一朱銀は七・八匁にすぎず、近世の中で銀貨一両中の含有銀量の最も少ない貨幣と述べている。⁶⁾

幕府財政と貨幣改鑄益金の関係から、飯島千秋は弘化・嘉永・安政初期を意味づけた。弘化四年～安政三年（一八四七～一八五六）で改鑄益金の金額が最も大きいのは安政元年の六五万四七〇〇兩余、貨幣吹立・吹直益金の歳入への貢献具合も弘化元年が八三万七四〇〇兩余（小判・一分判・二分判・二朱金吹立一三万兩、一分銀・一朱銀吹

立七〇万兩、通用銀吹直六六七兩、五兩判吹立八〇〇兩）だったことを明らかにした。⁷⁾

本稿では「引替所附兩替商」という語を用いるが、史料の語「引替所」では金・銀座も含まれるため、引き替えを担う兩替商に限定させるためである。大坂では御為替三井組・御為替十人組（以上で「兩組引替」と銅山御用達の住友家による「三手引替」、十五軒組合（鴻池善右衛門の外に一四人か一三人で、大名貸金融も展開）が引き替えを担った。京都では兩組引替が引き替えを担った。

そのため、本稿の目的は次のようになる。幕府の貨幣政策の一環として設定された増歩を中心に据え、弘化・嘉永・安政初期において引替所附兩替商による大坂・京都での引き替えを明らかにする。そのためには、弘化元年段階での増歩と安政二年の増歩を比較し、どの新金銀貨が引替元になるかによって変わっていく増歩高に含まれる金銀量にも注目し、引き替えへ表れた効果を検証する。つまり、嘉永一朱銀・安政二分判が持つ引き替えでの役割を描き出し、安政初期の改鑄として再評価することにある。

文政・天保の改鑄の引替過程「①新貨の受取り↓②その引き替え（拡散・流布）↓③旧貨の回収↓④その包改め↓⑤上納↓⑥幕府からの手当銀の交付」の流れである。表5～8と表11・12にある引替人へ渡された増歩は、引替所附兩替商が引替過程②③で立て替え、引替過程⑥で渡され、元文金～一朱金と秤量・計数銀貨で適用された。慶長金～享保金は引替所附兩替商の「手金」で引替元金・増歩を立て替え

て引き替え、引替過程⑥で立て替えた引替元金・増歩が渡された。また、表3・4は引替過程①⑤の部分を示している。

各引替所附兩替商の引き替えは表3と表11・12で示したが、本稿での問題点も指摘しておく。三井組は大坂・京都での引替高の内訳はほぼ全貌が判明するが、「江戸書状控」「京都書状控」の欠ける部分では不明箇所もある。十人組は大坂での引替分に関し三井組が引替過程①⑤を行っている場合は内訳まで判明する。十人組自身が引替過程①⑤を行っている場合は「江戸書状控」に差し立ての事実と十人組の内訳不明の古金銀額だけ確認できる。住友家と十五軒組合も、引替過程①⑤が三井組担当ならば引替高の内訳は判明するが、十人組担当ならば差し立ての事実と内訳不明の古金銀額だけしか判明しない。そのため、増歩・手金の額とその合計額には不明な箇所が出る（不明がある場合「？」を付ける）。用語に関して貨幣別称は表1・2・9・10でも示したが、引替状況では「文銀」と表され元文銀・文政銀の区別がつかないこともある。

一 天保の改鑄の余燼と引き替え

1 弘化元年段階での増歩

弘化元年（天保一五年、一八四四）段階で、幕府は旧金銀貨の持主に対して引替誘因に当たる増歩をどの程度与えていたか、天保の改鑄段階の史料から考察していきたい。

(1) 金貨

天保九年（一八三八）九月の触書には文政金・文政真文二分判・文政草文二分判の増歩が行われた。

文政度吹直被 仰付候小判、壹分判并真字・草字二歩判共、向後為引替差出候得^者、道法之遠近二不拘、百兩二付壹兩充、為御手当持主^江被下候、（中略）真字二歩判之儀^者、追々引替相濟世上残少二八相成候得共、通用停止之品二付猶更精出引替可申^也。

文政小判・文政一分判と文政真文二分判・文政草文二分判は一〇〇兩につき一兩の増歩を与えることになり、文政真文二分判の引替強化も謳っている。そして、天保一年四月一四日の触書には、元文金が引き替えに差し出された際、増歩分について持主と引替所附兩替商への配分を次のように決めた。

古文字金引替差出候節、右金百兩二付拾兩宛其持主へ被下候内、引替所へ諸入用相渡候向も有之候処、以来引替所へ^者別段引替諸入用被下候間、右金為引替差出候持主へ^者御触面之通百兩二付拾兩宛相渡候筈、引替所へ申渡候^間。

天保八年七月の触書では「古金百兩二付拾兩宛、為御手当被下候間」とあり古金一〇〇兩につき一〇兩の増歩だった。史料では元文金一〇〇兩につき一〇兩の増歩を与えたが、この増歩分には引替所附兩替商への引替諸入用分も含まれていた。以後、引替所附兩替商へは引替諸入用を別段に交付するため、増歩分一〇兩は持主へそのまま与えられることになった。

そして、天保一一年一月三日の触書では元文金以前の古金類も増歩が行われ、慶長金・正徳金を含む享保金は一〇〇両につき九〇両の増歩、「元之字」である元禄金は一〇〇両につき三〇両の増歩を与えたが、「乾之字」である宝永乾字金は増歩対象外とした。¹²⁾

ここでの問題として、①慶長金・正徳金・享保金の三種は、互いに近い金品位と量目だが、この増歩では三種間の若干の金品位差は無視され同一視された。②宝永乾字金の等価での引き替えでは、慶長金・享保金に品位または量目について劣るため、引替値段も格下げされたが、これは幕府自ら「極印で通用」という原則を否定したことになる。品位・量目差を是認したことになる。則ち、これは幕末にかけて顕著な傾向として現れるが、貨幣流通段階では幕府の極印に基づく名目貨幣だが、貨幣改鑄段階になると旧貨幣の金銀含有量と新貨幣の増歩額の関係が焦点になる金属貨幣へ転換する例になる。

表1は金貨の増歩と引替三元を含む金量を示した。ここから、文政金・文政真文二分判・文政草文二分判は一〇一両の増歩で、文政金・文政真文二分判と文政草文二分判との間の金量差は考慮されていない増歩額であることは明らかである。これら持主が金属貨幣の観点に立ち返ったときに、金量差で不公平感が出るものと考えられる。

それに、文政草文二分判は天保小判で引き替えると、幕府は一寸未満だが出目がマイナスになるため、天保二朱金での引き替えしかりえなかつたろう。これは、天保小判と文政草文二分判が金貨としての性格は似通い、天保二朱金はあたかも天保小判を引き替えていた状況

にも似る。天保二朱金の鑄造は天保三年(一八三二)、天保小判の鑄造は同八年である。増歩対象外の文政一朱金は、天保二朱金で引き替えても幕府は出目がマイナスなため消極的だつたろうが、文政一朱金の持主は通用価値の観点で幕府が引き替えてくれることに魅力はあり、引き替えに出ている様子は窺える。

(2) 銀貨

天保八年(一八三七)二月二日の触書には、元文銀と南鐮二朱銀・文政銀と文政南鐮二朱銀の増歩について次のようにある。

是迄古文字銀・古二朱銀引替二差出候者、引替所迄道法相隔候分八里数二心シ諸入用被下候処、向後道法之遠近二不拘、古文字銀者老貫文目二付銀百匁ツ、古二朱銀者百匁二付金拾兩ツ、為御手当被下候間、来ル戌十月を限り引替可申候

一、通用銀吹直・老歩銀吹立被仰出、二朱銀之儀無程通用停止之旨、先達而被仰出候二付^匁通用銀・二朱銀共所持之者八早々差出引替可申候、尤引替二差出候持主へ通用銀者老貫目二付銀拾匁ツ、二朱銀八百匁二付金老貫兩ツ、是亦為御手当被下候間、出精引替可申候¹⁴⁾

元文銀・南鐮二朱銀は、それまで引き替えに来た者に対して引替所までの道程の里数に応じて諸入用を与えていた。しかし、この後は引替所までの道程の里数に応じた諸入用を出すことを止め、元文銀一貫目につき一〇〇匁の増歩、南鐮二朱銀一〇〇両につき一〇両の増歩を与えることとし、引替期限を天保九年一月とした。幕府は、元文の

改鑄に由来する秤量銀貨と計数銀貨へは、その持主には一〇%の引替誘因を与えた。幕府からすれば引替所へ来る引替人の里数という個別事情の考慮を止め、増歩を定額設定することで引替誘因付与を一律化した。この措置は引替所までの距離が遠い者には不利に働き、少額では出しにくくなり多額にして出す傾向になったものと考えられる。

天保の改鑄で、文政銀が天保銀へ吹き直され、他方で天保一分銀が新鑄されたため文政南鐐二朱銀の近日中の通用停止が予告された。そにつき一兩の増歩を与えており、文政の改鑄に由来の秤量銀貨と計数銀貨の持主には一%の引替誘因を与えた。

その後、天保一三年八月に「当時保字金銀・壹分銀・二朱金等を以專世上通用二被成置候、右二付^{而者}文政度之文字金銀・草字二分判・二朱銀・壹朱銀等、此度不残通用停止被仰出候⁽¹⁵⁾」と触れ出され、文政の改鑄での金銀貨全般が通用停止になった。注目すべきは、文政南鐐一朱銀も通用停止に含まれ、増歩対象外とされた。

表2には銀貨の増歩と引替元を含む銀量を示した。嘉永七年（安政元年、一八五四）からは、南鐐二朱銀・文政南鐐二朱銀・文政南鐐一朱銀の引替元に嘉永一朱銀でも原則引き替えが可能になり、安政二年には南鐐二朱銀のみ増歩があり、その状態が慶応元年（一八六五）まで継続する。これら事情から嘉永一朱銀を引替元とした場合の分析は安政二年の増歩で行うことにする。

2 天保一五年の引替中断

天保の改鑄は、天保の改革で一時中断した。天保一四年（一八四三）八月一七日に老中水野忠邦が「思召有之候二付、追而御沙汰候迄」は天保金銀の鑄造停止を仰せ渡し、八月一八日には金座と銀座に対して「金銀吹方差止」が申し渡された⁽¹⁶⁾。

この鑄造停止で懸案になったのは、財政貨幣である天保二朱金と天保一分銀である。そして九月には幕府内部でも、良貨改鑄への準備として金座御金改役後藤三右衛門光亨に改鑄調書を出させた。その調書では、①全て天保金・文政南鐐二朱銀・文政銀へ改鑄し直した場合の損益計算（凡そ金一一五一万兩余不足）、②全て元文金・南鐐二朱銀・元文銀へ改鑄し直した場合の損益計算（凡そ金一三〇〇万兩不足）、③完全に元文金銀のみという元文の改鑄当時の姿に改鑄し直した場合（凡そ金二〇九四万五〇〇〇兩余不足）の損益計算になり、何れも幕府財政に膨大な不足が出ると見込まれた⁽¹⁷⁾。もはやこれら調書での改鑄は実行されることはなかった。弘化二年（一八四五）一〇月二一日書状には同月九日に後藤三右衛門の後継人事で後藤吉五郎（大判座後藤四郎兵衛忰）が金座御金改役になり、扶持方二〇人扶持と金座年寄山本格左衛門の後見が仰せ渡された⁽¹⁸⁾。

天保一四年一一月四日に、古金銀・文政金銀・二朱銀一朱銀は通用停止であるため引替所の設置は同年一〇月までだったが、「今以引替残も多分有之」のため翌年一〇月まで延長された⁽¹⁹⁾。幕府は天保金銀を鑄造停止にしたが、更に引替停止にまで踏み込み、天保一五年五月二

二日書状には次のようにある。

一、去ル十日曉寅上刻 御本丸御広敷長局二ノ側今出火有之、折節大雨二候得共、北風強忽大火二相成、御殿向御表并御玄關・大御奥其外長局向不残御炎上、漸辰上刻致鎮火候由、尤西御丸并二ノ御丸者御別条無御座候旨、御場所柄之御儀奉恐入候、右御炎上二付御役所向其外御尋被遣候儀も可有之与思召候之間、此段被仰聞候旨

一、右御炎上二付、京・大坂共古金銀引替方当分相休可申様、当地へ御通達相成候段、御掛り様今御達御座候由、於当地御役所今被仰渡可有之与思召候得共、此段為心得被仰聞候旨、則当地御役所今も其御地同様被仰渡候儀二御座候²⁰

五月一〇日に江戸城本丸が炎上し、それに伴い大坂・京都の古金銀引替業務も当分休止することになった。このことは、江戸と同様、大坂でも御役所から仰せ渡しがあるだろうと述べている。そして、三手引替では金方、銀方・一分銀方に関する二つの「乍恐口上」を大坂町奉行所へ出した。

乍恐口上

一、去ル十七日御召出之上、此度古金引替暫見合二而候様被 仰渡候段奉畏候、則引替見合罷在候、然ル処当正月八日着仕候三手引替御元金三万両之内引替相濟候分、代り古金壹万両者当四月廿六日差立仕候、残り新金二万兩奉預、右之内五千二百五拾五兩二分三朱引替相濟御座候、且手金を以引替仕候慶長等古金類百六拾八

兩三分御座候、右引替済并残り御元金共如何可仕候哉、此段乍恐書附を以御伺奉申上候、以上

天保十五辰年五月廿二日 住友甚兵衛名代 三上助七 ①
 十人組名代 芦田源兵衛 ①
 御奉行様 三井組名代 石嶋保右衛門 ①②

乍恐口上

一、去ル十七日御召出之上、此度古金銀引替暫見合候様被 仰渡候段奉畏候、則引替見合罷在候、然ル処去卯十二月廿八日着仕候三手引替御元保銀三百貫目之内引替相濟候分代り古銀百五拾貫目者当四月廿六日差立仕候、残り保銀百五拾貫目并当正月四日着仕候同断壹分銀二万五千兩之内引替相濟候分代り二朱銀壹朱銀壹万五千兩^者当四月朔日差立仕候、残り壹分銀壹万兩共奉預、右之内百二拾七貫五百目、九千六百二拾兩二分引替相濟御座候、右引替済且残り御元金銀如何可仕候哉、此段乍恐書附を以御伺奉申上候、以上

天保十五辰年五月廿三日 住友甚兵衛名代 三上助七 ①
 十人組名代 芦田源兵衛 ①
 御奉行様 三井組名代 石嶋保右衛門 ①②
 (傍線部左側付紙「右引替済之分差立可仕哉、且残り御元保銀二拾二貫五百目・壹分銀三百七拾九兩二分八如何可仕候哉、此段乍恐書附を以御伺奉申上候、以上」住友家の記録は付紙に従い終る)

引替停止は五月一七日だった。金方に関する「乍恐口上」は天保一五年正月八日大坂着の引替元金三万両についてで、その内、一万両は引替済みで四月二六日に江戸へ送り、残二万両を預かっており、この段階で五二五両二分三朱が引替済み、且つ手金で引替済みの一六八両三分もあり、引替済み分と引替元金の扱いを尋ねている。

銀方・一分銀方に関する「乍恐口上」は次の通りである。天保一四年一二月二八日大坂着の引替元銀三〇〇貫目は、一五〇貫目は引替済みで天保一五年四月二六日に江戸へ送り、残一五〇貫目を預かっており、この段階で一七七貫五〇〇目が引替済みである。他方、天保一五年正月四日大坂着の引替元一分銀二万五〇〇両は、一万五〇〇〇両は引替済みで四月一日江戸へ送り、残一万両を預っており、この段階で九六二〇両二分が引替済みである。付紙では、引替済み分を江戸へ送るべきなのか、そして引替元の銀二貫五〇〇目・一分銀三七九兩二分と少ないため扱いについて尋ねている。

特に問題とされたのは、三手引替が預かる残りの引替元の扱いであり、それについて大坂町奉行所の指示を仰いでいる。また、手金での引替済み分の扱いについても尋ねており、これは三手引替による引替元金の立て替え問題が直接絡んでいる。五月二四日に三井組大坂両替店は江戸両替店へも次の書状を送っている。

一、御本丸炎上二付古金銀引替暫見合候様、於当地も夫々御掛り御役所分被仰渡候、然ル処三手二而御元金銀当時奉預り候分并手金を以引替仕候分共左之通

当正月八日着高三万両之内壹万両引替済差立候、残り当時預り

一、金二万両

内、五千二百五拾五兩二分三朱 引替済

引残り御元 〳金壹万四千七百四拾四兩壹分壹朱

当正月四日着高二万五千兩之内壹万五千兩引替済差立候、残り

当時預り

一、壹分銀壹万兩

内、九千六百一拾兩二分 引替済

引残り御元 〳壹分銀三百七拾九兩二分

去卯十二月廿八日着高三百貫目之内百五拾貫目引替済差立候、

残り当時預り

一、銀百五拾貫目

内、百二拾七貫五百目 引替済

引残り御元 〳銀二拾二貫五百目

手金を以引替候分

一、慶長等古金類百六拾八兩三分

右之通三手都合引替済之分差立可仕哉、且残り御元之分如何可仕哉、御伺申上候処、江戸表へ御掛合之上追而御沙汰可被下段被仰渡候間、此段為御心得申入候²³

懸案なのは、三手引替で引替済みの古金銀は江戸へ送ってよいか否か、引替元の扱いの判断である。そのため、江戸での幕府側との掛け合いを依頼している。

更に、六月一日の三井組大坂両替店から江戸両替店への書状には「銀座付古銀類引替元手銀之義、京店今も通達有之候得共、去月十一日夕被仰聞候通、当分引替方相休候様被仰出候義二付、別段右元手銀御渡方御申立候義相成兼候⁽²⁴⁾」とあり、大坂両替店が行っていた「銀座付古銀類引替」も、引替方が当分停止したため、別段元手銀は渡せなという内容である。これは、灰吹銀の買い取りや不良銀貨を集めるという、金属貨幣安定維持のため必要最低限度の引き替えまでも停止したことになる。

二 弘化・嘉永期の引替停滞

1 引替再開

天保一五（一八四四）年五月の江戸城本丸炎上以来、全て引替停止になったが、八月八日書状には七月二五日に江戸で三井組名代が銀座御掛りより呼び出され、その時の書附には次のようにある。

御本丸

炎上二付停止金銀引替当分見合相成候処、右二付^{而者}古銀類・銀具類御買上等之儀茂、先見合候積相達置候処、右御買上方以前之通取斗候様可致候、尤停止金銀引替方之儀者追而御沙汰有之候迄見合候積可相心得候

七月

右之通被仰渡候由、尤右二付^{而者}京・大坂銀座へ持寄候古銀類引

替方之儀、以前之通取斗可申旨被仰渡候条、此段相心得可申旨⁽²⁵⁾江戸城本丸の炎上で新旧貨幣引き替えは停止し、銀座管轄下の古銀類・銀具類の買い上げも停止した。新旧貨幣引き替えは停止したままだが、先行して古銀類・銀具類の買い上げは再開されることになった。京都・大坂銀座へ持参しなければならなかった古銀類は、以前の通り三井組でも取り扱うことになった。八月一八日書状には早速、三井組大坂両替店は古銀類三六貫二二九匁余・南録類一九〇両三分二朱を五箱に詰めて江戸屋平右衛門飛脚で江戸へ送っている。

八月一八日書状に三井組は八月九日に月番水野様御役所⁽²⁶⁾に呼び出され、三手引替が預かる引替元金銀の扱いについて話し合った。

先達引替金銀之儀、伺書差出置候分、此節從江戸表御下知有之候八、追而引替被仰出候迄其仮可差置、併手元二預り置候儀迷惑二存候八、大坂御金蔵へ可致仮納様被仰越候間、何れ二成共可致段被仰渡候二付、三手致相談候処、御金蔵へ致仮納二候而八雜費も多分可相掛候間、矢張是迄通り手元二預り置候方可然哉二相談決候二付、則書面を以申上候処、御聞濟相成申候⁽²⁷⁾

新旧貨幣引き替え再開を巡り伺書を差し出した。引替元金銀は、江戸より再開の下知があるまでそのまま預り置く、又は、手元での預り置きが迷惑ならば大坂御金蔵へ仮納めも可、というように幕府はどちらを選んでもよいと答えた。三手内で相談した結果、御金蔵への仮納めでは雑費が多くなるため、これまで通り預り置くことで決定している。幕府は未だ新旧貨幣引き替えの再開の正確な目途が立っていない。

いこともあり、大坂御金蔵への仮納案を出したのだらう。

十五軒組合でも月番鴻池屋善五郎が大坂町奉行所へ天保一五年八月二五日に「乍恐口上」を出しており、この段階で元文金二〇〇両・文政金九一〇〇両・一朱金一五〇両、南鐮二朱銀二五〇両・文政南鐮一朱銀一六五〇両・文政南鐮一朱銀一四〇〇両、元文銀九貫目・文政銀一五六貫目が同年五月の引替停止までの引き替え溜り分があることを報告している。続けて次のように述べている。

去五月被為 召、暫御引替御見合之旨被為 仰付候二付、市中引替者相見合罷在候得共、兼而諸家様方江申込置候義も有之候二付、御見合之旨先方江申運候得共、何分遠国之義御座候故、往返彼是懸違前以申込置候分追々着仕、前書之通古金銀高相高手元差支一統当惑仕候間、追而御沙汰被為在候迄一心先方江差戻し可申哉二奉存候得共、去寅七月於西

御役所抄取方之義二付被為仰付候訳柄を以、諸家様方江申込候義二付差戻し候義も難仕、且者向後御引替抄取方も相響可申哉二奉存候間、聊之義二御座候へ者銘々手元金銀を以引替可申と奉存候得共、何分大造成金銀高二御座候二付、御見合中奉恐入候得共、何卒格別之思召を以前書奉申上候分御元金銀御下ケ渡二相成候ハ、難有奉存候

五月に市中で引替停止になったが、十五軒組合では諸家様方へ依頼しており、諸家様方は遠国という事情で、以前の引替申込分の古金銀が大坂着になっている。故に、引き替え溜り分が存在すると述べて

いる。十五軒組合ではこれら古金銀が高み、手元が差支えて当惑している。そのため、奉行所からの沙汰があるまで諸家様方へ古金銀を一時的返却したいが、天保一四年七月に大坂町奉行所西御役所から引き替え抄り方の仰せ付けにより古金銀の一時返却もできない。古金銀額が小さいなら十五軒組合銘々が立て替えて引き替えるが、額も大きいため引替停止中であつても引替元金銀の交付を願ひ出ている。

天保一五年の引替停止中の懸案は次の通りになる。三手引替は引替済み分を江戸へ送るか否かの判断と、残金銀高が少ない引替元の取扱いが問題の中心だった。他方、十五軒組合は引替停止中の古金銀到着分に対し、特別に引替元金銀の交付の要求だった。

その後、九月一四日には江戸城西の丸御殿勘定所で金・銀座に対して「申渡」が出された。銀座の大黒作右衛門に対しては「金銀吹方當時御見合之処、此節吹継被仰付候間、諸事取締方入念可取斗候」とあり、天保金銀の吹き継ぎが許可された。三井組では一〇月八日書状に「新金銀吹立方以前之通被仰出、去月廿五日吹分相始り申候由、尤引替方之儀者未御沙汰無御座候」とあり、九月二五日に天保金銀鑄造の再開を確認したが、引替再開については未だ沙汰はなかった。

一 一月一七日書状によれば、其御地（江戸）で、「真草文字金之分」は一 一月三日に、「銀方引替之儀」は一 一月七日に引替再開になった。大坂・京都で同様の達は出していないが、一 一月二一日書状には十人組により十五軒組合分の引替元金三万両（小判二万両・壹分判一万両）が一 一月六日に江戸を出発した。一 一月二四日書状にも三

井組により「大坂表引替元彼地町奉行所分方差図有之分」の一分銀三万両が一月一五日に江戸を出発しており、大坂での引替再開は近い状況だった。⁽³¹⁾幕府は引替再開とほぼ同時期に引替所を翌年一〇月まで延長する触書も出した。⁽³²⁾そして、一月二四日書状には、同日に三手引替と十五軒組合月番が水野様御役所に呼び出された。

当五月中金・銀・壹分銀引替見合候様申渡置候処、最早是迄通り引替相始可申候、尤当時御元手薄二候得共、引替相休不申候様致勘弁引替可申段被仰渡候間、明日夕引替相始候積り二御座候、尤半季余も相休居、且者冬向旁抄取候哉二存候間、跡元手追々御差立御座候様宜敷御取斗可被成候⁽³³⁾

引替停止は半季以上に及んだが、一月二五日に再開となった。この段階では引替元金銀の残高は少ない状態だが、引き替えは休まず行って貰いたいと仰せ渡している。冬に向けて引替高も増えると思われるため、引替元金銀も追って送るとしている。十五軒組合では、先述の八月二五日の「乍恐口上」の願い出が功を奏し、続けて「右相頼置候処、段々御運ひ二相成十一月末二元金二万両下ル、又十二月二巻歩銀御元御下ケ二相成候事⁽³⁴⁾」と記しており、一月末に引替元金二万両、一二月には引替元一分銀が交付され、十五軒組合の懸案だった引替元の不足が解消された。最後に、一月二七日書状に京都でも一月二六日に両組引替名代が京都町奉行所東西御役所の金銀御掛りに呼び出され、引替再開が確認された。⁽³⁵⁾この引替再開は、打開策が見えにくい慢性的な引替停滞の幕開けだった。

2 弘化期

弘化期に關し、大坂の三手引替と十五軒組合・京都の両組引替での引替高は、表3-6に示したが、減少傾向である。

金貨は弘化元年（一八四四）に合計八万二六〇〇両、同二年は合計四万三〇〇〇両、同三年は合計三万六四七五両、同四年は合計二万九〇〇〇両を引き替えた。

秤量銀貨は弘化元年に合計六二〇〇貫目、同二年は合計三二三〇貫目、同三年は合計一〇〇〇貫目、同四年は合計六〇〇貫目を引き替えた。

計数銀貨は弘化元年に合計二二万四三〇〇両、同二年は合計三万五〇〇〇両、同三年は合計一萬一〇〇〇両、同四年は合計六五〇〇両を引き替えた。

幕府は、弘化二年にも引替所を翌年一〇月まで延長して置く触書を出した直後、一月一三日にも触書を出した。

古金銀引替方之儀、度々御触も有之候得共、いまた世上有高多々有之、兎角富豪之もの共困持、或^者遠国辺鄙等二而者、今以新古金銀取交通用致し居候趣相聞、停止之品取遣いたし候儀不届^者勿論、貯置無詮儀二而、尤吹替被、仰出候上^者引替残多有之候而者、世上通財却^而減少致し自然諸物融通二拘り候、（中略）引替人・持主江之御手当并道中諸人用之儀^者、先達而相達候通心得、引替所手遠之場所^者最寄御代官江申立、引替候様可被申渡候⁽³⁶⁾

触書で幕府は、古金銀が引き替えに出されない背景を富豪（富家）

の者が困り持ち、遠国では新古の金銀貨が交じって通用している状態を指摘している。幕府はこれまでも「貯置候者可有之哉」「持困候余力有之者共」と指摘してきたが「富豪之もの共困持」へと表現を変え、地方に対し引き替えを強く促した。この時、幕府は引替所附両替商には次の「別段演舌書」を出し引き替えへの注意を払っている。

此度申達候古文字金・文政金・二分判等引替方之儀、夫々領分知行所限取集其金高被申出候節、代り金不残相渡候而者、自然右集高之内証合不直金類入交り有之砌差支候二付、最初集高被申出候八、差向其金高之七步通代り金相渡候様可致候間、向々二おめても右割合を以代り金相渡被置候而、取集高を不残可被差出候、猶証合等改之上残三步通り之代り金八勿論、其節惣高へ対候手当増金等を添、御触面之通相渡可申候

一、慶長以来之古金類八取集被差出候上、其金位二応、御触面之通代り金相渡可申候³⁷⁾

元文金・文政金・二分判の引き替えて、領主が集めた古金高が引替所附両替商へ申し立てられたならば次のように扱う。古金の代り金を全て渡しては、証合の悪い古金が混じる場合幕府に都合が悪いため、代り金は最初その古金高の七割を渡す。その古金高全てが領主から引替所附両替商へ渡され、古金の証合が改められたならば、残り三割分の代り金とその古金高全てに対する増歩分等を渡す。慶長・享保の古金を引き替えに出されたのならば、その金品位に応じ、規定通りの代り金を渡すこと。幕府は引替所附両替商に対し、地方で長期間流通し

ていた古金の点検に細心の注意を払わせつつ、領主が集めた古金は二段階に分けて代り金等を渡すようにさせた。弘化三年一〇月には大名家等へ「諸家様へ之御達書」が出された。

古文字金・文政金・二分判等引替方之儀二付毎々御触達有之処、今以中国・四国・西国筋にて引替残不少、当時も通用金二差交取遣致し候場所茂有之哉二候、右者当地引替所へ差出、代り金請取候儀二付、往返前後之間合当用指支候場合今自然出進三拘候由二相聞、無謂儀共難申候間、右之分引替方之儀当地引替所之者共へ得^与申渡置候二付而者、夫々領主・地頭二おめても今一際手厚二世話有之古文字金・二分判其外都^御通用停止金類所持之者共聊たり共不貯置様^御在町端々迄も敵蜜二被取調、所持之もの有之候八、其領主・地頭所へ取集右金高早々被申立次第代り金并手当増金共可相渡候間、領主・地頭二而引替遣候様可被致候、左候八、遠路不差跨乍居并利致候儀二而、其上追而限月二相成引替所引払被仰付、代り金其外手当増金等不被下候形二到候而も、右以前金高申立置候儀二限手当増金等相渡可建間、右等之次第精々下方へ申論有之、何れ二も引替出進候様可被取斗候、尤夫々取調之上引替之有無をも早々月番之奉行所へ可被申聞候³⁸⁾

幕府は引替期限延長の触書を毎年出しているが、中国・四国・西国では古金と新金が交じって通用している。古金は大坂の引替所附両替商で引き替えられるべきだが、引き替えに出す往復の間の一時的な金融逼迫を考えて引き替えに出してこない。古金については引替所附両

替商へも仰せ渡しておいたので、領主・地頭は領内の古金高を厳密に調べて集めるよう命じている。領主・地頭所へ古金を集め、その金額を申し立てたならば、代り金と増歩分等を直ちに交付できるようにする。そうすれば、引き替えに来る側も引き替えの長期化を免れる。もし引替期限が過ぎ引替所を引き払うことになっても、集めた古金高を申し立てたのならば、代り金と増歩分は交付すると述べている。幕府は古金銀が引き替えに出されない背景を、引き替えに出す間に領内で一時的な貨幣量減少が金融逼迫につながる恐れによるものと分析しており、この恐れを払拭するため引き替えの迅速化を図っている。

しかし、前年には引替所附両替商へは古金の点検に細心の注意を払わせ、領主が集めた古金に対し二段階に分けて代り金等を渡す手間のかかる方針を示していた。古金銀をより多く集めるために、幕府は前年の引替所附両替商に示した引替方針を早くも修正する形で「諸家様へ之御達書」を出している。他方、引替所を置く旨も安政六年（一八五九）まで、毎年更新する形で触れ出された。

(1) 金貨

弘化三年三月一四日書状に、江戸十人組名代が外御用で御金御役所へ出かけたとき、勘定方より仰せ渡しがあつた。

大坂三手・十五人共金方引替甚以不進二有之、不遠内当地金座御普請も出来、御吹立相始候二付、出進三不申候時者不都合二付
出精取集候様、御組頭様分嚴重被仰出候趣ヲ以、両組江吃度被仰渡、乍少分三手分八当春下し方も有之候得共、十五人分八皆無下

し方も無之両組大坂御用所分拾五人江吃度申渡⁽¹⁰⁾

大坂の三手引替・十五軒組合の引替状況は不振だった。金座では普請も近日中に終わり、吹き立ても再開するため引き替えが進まなくては不都合なため、嚴重な引替督促がされ、両組へも厳しく仰せ渡された。三手引替は古金四〇〇〇両・十五軒組合は古金一万両を三月十七日に江戸へ送つたが、十五軒組合は同年六月一日に古金八〇〇〇両を江戸へ送つて以来のため、両組は十五軒組合へ引替督促を厳しく仰せ渡すよう命令された。

京都でも大坂同様に引替高の減少に悩まされ、大坂への依存を始めていた。三井組だけに限れば、弘化三年二月二日書状に元文小判五〇〇両・文政南鐮二朱銀五〇〇両が大坂の引替溜りより京都へ廻され、弘化四年五月二日書状にも元文小判二〇〇両・元文一分判二〇〇両・文政小判三〇〇両・文政一分判三〇〇両の合計一〇〇〇両が大坂の引替溜りより京都へ廻されることが決められている。⁽¹¹⁾

(2) 銀貨

京都では、弘化元年（一八四四）一月一日に江戸十人組が差し立てた両組引替元一分銀三万両が、二月八日に京都へ着いた。両組では一万五〇〇〇両ずつ分け引き替えを始めるが、進展しなかった。

嘉永二年（一八四九）二月二四日に二朱銀一朱銀一〇〇〇両を差し立てたところで引替元一分銀の残高が半分になるが、ここまで約五年要した。大坂では、弘化二年四月五日に江戸十人組が差し立てた三手引替元一分銀三万両が、四月二四日に大坂に着き、三手引替で一万兩

ずつ分け四月二五日より引き替えを始めた。また、同年一〇月二八日に江戸十人組が差し立てた十五軒組合引替元一分銀三万両が、一月二五日に大坂に着いた。引き替えは困難を極め、最後は大坂・京都共に引替元一分銀は文久元年（一八六一）に銀座へ返上納されたが、これら引替元一分銀は約一七を経て結局は皆済に至らなかった。⁽⁴³⁾

弘化二年の初めはまだ二朱銀一朱銀と銀方の引替申込はあり、二月一日書状にその様子が記されている。三手引替では、この段階で引替元一分銀は残り少なくなり、銀方は引替元銀が既にない状態だが「少々宛之分者手元二而繰合」せて引き替えていた。そのため江戸に対して、引替元を送るよう求めており、「且右之外二文銀百五拾貫目程引替申込有之、則預り置御座候二付、右高別段二御差立相成候」とあり、通常の引替元の他に、引替申込で預かっている文銀一五〇貫目があるため別段の引替元銀も求めている。これに対し三月五日書状に次の返答が江戸からあった。

三手引替金・壹分銀并銀方御元手、且爰許別段御元手共為御登之儀、夫々御掛り様へ御申立置候由、然ル処文字銀引替元之儀者、於彼地御用金之内今御廻り相成候趣二而、其御地今御差立方之儀御見合之積り当地町御奉行所今御通達有之候趣、右者如何之行違二而当地へ元手之儀願越候哉、一応尋二遣シ可申様被仰渡候⁽⁴⁴⁾

三井組江戸両替店では、三手引替の引替元と三井組の別段引替元について御掛りへ申立てておいた。しかし、文銀の引替元銀は大坂で集められた御用金の内から渡されるため、江戸から大坂へ引替元銀を送

ることは停止している事を、大坂町奉行所より通達があった。江戸両替店では、どのような行違いがあって大坂で引替元の願い出をしたのか一応尋ねてみた⁽⁴⁵⁾と述べている。大坂両替店では三月五日書状中に江戸へ次の返答をしている。

文字銀引替元之儀、御掛り御役所江罷出相伺候処、十五人方前以別段引替元願差出、則文銀備有之候事故御用金之内今引継相渡候、三手方其節引替元手銀有之、且別段願出⁽⁴⁶⁾無之候二付其沙汰不及儀二候、最早御用金之分⁽⁴⁷⁾不残差立相済引替元二引継相渡候分無之候段被仰渡候、（中略）三手元手之外二爰元一ト手百五拾貫目御差立之儀得御意候得共、内分二而文銀京店江相廻し候間、右一手之分⁽⁴⁸⁾御差止都而三手元手斗御願立之儀宜敷御取斗可被成⁽⁴⁹⁾引替元銀の件で御掛り御役所へ出向き次の回答を得た。十五軒組合は以前に別段引替元銀の願いが出され、文銀もあるため御用金の内より引替元銀を渡した。三手引替ではその時は引替元銀もあり、別段引替元銀の願いも出していない。その後、御用金から出す引替元銀分は完了し、引き続き大坂で引替元銀として渡す分はないと言われた。三手の引替元銀の外に三井組分一五〇貫目を送ることは了承されたが、三井組は内々に文銀を京都へ廻したため三井一手の別段引替元銀は取りやめ、三手引替分だけを送って貰うようにした。三井組大坂両替店では、弘化三年八月一日書状にも引替申込が記されている。

一、西国筋今文銀百貫目当組へ引替差出候処、御元手無御座候得共態々為差登候事故断⁽⁵⁰⁾難申入候二付、手元二而繰合引替置候間、

右銀高別段々早々御差立相成候様御掛り様へ可然御申上可被成候、且又三手分銀方皆引替相成一昨九日差立候二付^番御元手無御座候間、跡御元手御差立相成候様是又宜御取斗可被成候⁽⁴⁶⁾

西国筋より三井組に文銀一〇〇貫目が持ち込まれた。三井組では引替元銀がないが、わざわざ持参されては断れず両替店の銀で引き替えた。そのため、三井組は立て替えた銀高を送るよう求めている。三手引替でも八月九日の差し立てで引替元銀切れになり、その補充も重ねて求めている。この求めに応じ、九月二日・二日書状には三手分引替元銀三〇〇貫目と「三井組一手西国筋引替元」銀一〇〇貫目は九月一日江戸発、九月二日大坂着になった⁽⁴⁷⁾。しかし、銀座では引替高減少により弘化三年に次のような対応を行っている。

一、同年 五月十九日銀座会所分呼二越候二付、佐藤与兵衛罷越候処、年寄辻伝右衛門申聞候者、忝分銀是迄一日八千枚宛出来候処、明日より半減四千枚二減し、猶又通用銀吹方之儀も右二准し是迄忝ヶ月六度之処、三度二相減し候、此段御掛り方より御達可申候旨御沙汰二付御達し申候、就而者通用銀吹方之儀者請書差出可被申旨申聞候二付致承知引取、翌廿日左之通之請書三好好三殿江差出

御請

通用銀吹方之儀是迄月六齋之処、自是忝ヶ月三日四吹ツ、吹方致候様被仰渡奉畏候、右御請申上候、以上

午五月廿日

大黒作右衛門⁽⁴⁸⁾

五月一日に、銀座はこれまで天保一分銀八〇〇枚を鑄造してきたが翌二〇日より四〇〇枚へ、天保銀も月六度の鑄造を三度へと半減させており、大黒作右衛門もその請書を二〇日に提出した。その半減を反映するかのよう、弘化四年六月一三日に大坂三井組へ着いた天保銀三〇〇貫目は次のようになる。同年二月五日に一五〇貫目を引き替えたが、住友家五〇貫目・十人組七〇貫目・三井組三〇貫目で差が出た。次に嘉永元年（一八四八）六月二日に九〇貫目を引き替えたが、三井組五〇貫目・十人組と住友家は二〇貫目ずつだった。大坂から江戸への差立て回数は通常一五〇貫目ずつ二度で皆済だが、これで三度目の差立て（嘉永元年一〇月八日）が必要になり、結果として引替高減少と引替元銀の供給過多、引替期間の長期化に至った。

3 嘉永期

嘉永期に関し、大坂の三手引替と十五軒組合・京都の両組引替での引替高は、表3・4、表7・8に示した。

金貨は嘉永元年（一八四八）に合計一万五四〇〇両、同二年は合計一万九三五〇両、同三年は合計一万八二六〇両（この事情は後述）、同四年は合計一万四六八〇両、同五年は合計六七五〇両、同六年は合計一万二〇〇両を引き替えた。

秤量銀貨は嘉永元年に合計七〇〇貫目、同二年は合計六〇貫目、同三年は合計二四〇貫目、同四年は合計一一〇貫目、同五年は合計三九〇貫目、同六年は合計一三〇貫目を引き替えた。

計数銀貨は嘉永元年に合計八五〇〇両、同二年は合計八〇〇〇両、同三年は合計四〇〇〇両、同四年は合計二五〇〇両、同五年は合計一〇〇〇両、同六年は合計四〇〇〇両を引き替えた。弘化年間と比べ、嘉永期は秤量銀貨と計数銀貨が激減したが、金貨は減少しても平均一万両台を保った。

(1) 金貨

住友家の引替高減少は経営難が原因であり、継続的に行われた金方でその傾向が顕著に表れた(表7-3)。弘化四年(一八四七)正月一日に大坂十人組着の三手分の引替元金一万両は次のようになった。両組では嘉永二年五月一七日と一月一六日の二度の差し立てで担当する六八〇〇両は皆済となった。住友家の三二〇〇両は、同二年五月一七日に二二〇〇両を出したが、一月一六日に出せたのは二〇〇両(一月一日書状には古金類二〇〇両、二朱銀一朱銀四〇〇両)だった。その後は遅延が生じ、同三年四月二日に一〇〇〇両を、同四年三月一六日に八〇〇両を差し立てて皆済した。その間に、同二年一月二日に大坂三井組着の両組分の引替元金五〇〇〇両が設定され、両組は同四年三月一六日の差し立てでこれを皆済している。⁽¹⁹⁾

嘉永三年の内訳は、三手引替五〇〇〇両・十五軒組合一万三二六〇両である。十五軒組合が同三年八月二〇日に古金九〇〇〇両を差し立てられた要因は次のようにある。同年七月八日に引替方月番天王寺屋宗助が吟味方御役所から指紙で呼び出され、翌九日に出頭した。

梶木町千艸屋宗十郎方土蔵普請致候処、金銀掘出し宗十郎も関不

申由成合共、全宗十郎所持二相違も無之、然ルニ古金銀二付一旦御役所江取上ケ通用之金銀二引替可相渡、尤於御役所可致答成合共、金高之事故引替所江致持参候様、今日宗十郎も呼出し置居申渡候、猶引替済二相成候八、御手当共一同二月番分御届可申積、尤引替方二も於御役所二引替候様相心得

右之通被仰渡候二付此段御通達申上候⁽²⁰⁾

千草屋宗十郎方で土蔵普請をしたところ古金銀を掘り出し、その額は元文小判七四二八両・元文一分判一九九両二分、元文小玉銀一〇貫目、南鐐二朱銀一枚だった。しかし、これら古金銀は、宗十郎自身に關与はないが、宗十郎自身の古金銀に違いない。このため古金銀は一旦、大坂町奉行所が取り上げ通用金銀へと引き替えるべきだが、金高故に十五軒組合で引き替えさせることになった。千草屋宗十郎は後に十五軒組合へ加入する家だが、この時は幕府が注意する古金銀を「兎角富豪之もの共困持」つ類に入ってしまった。

一時的な引替需要があっても、引き替えは基本停滞していた。嘉永五・六年は引替高も下がり、幕府も対応に乗り出した。嘉永五年二月一日書状に江戸から大坂へ引替元金の送付高で報告が入った。

一、去ル朔日御金改役所御掛り様分言人御呼出二付則御出候処、大坂三手引替元金当時二千五百両残り有之候得共、此節跡元手金相渡候⁽²¹⁾如何二候哉、右請取候八、金高何程位二而可然哉、否可申出候様被仰談候付御引取、十人組御相談之上御請御申上候⁽²²⁾、下地元金残り之分・引替方模様茂相分り兼候儀二付、右等一応被

地江尋二遣し候之上、跡御元手金御渡方之儀御願上候様可被成段御申上置候間、於当地十人組・住友江示談、前書引替模様柄早々可得御意様被成度思召、右二付^番跡御元手之儀も金高何程位為御登相成可然候哉、是又否御答可得御意、此儀十人組分茂当地同組へ可被及通達筈^二候条、左様承知可致旨致承知候、猶十人組相談之上跡分可得御意候^①。

二月一日に三井組が御金改役所に呼び出され、大坂の三手引替は引替元金二五〇〇両あるが、幕府よりこの後引替元金を送りたいがどの位必要かと尋ねられた。その可否を申し出るよう言われたため、三井組はその場は引き取り十人組と相談の上で申上げることにした。しかし、引替元金残高・引替状況も分らないため、大坂へ尋ねることにした。大坂の引替元金の希望高は、十人組・住友家とも相談して引替模様を調べ、引替元金高が後どの位必要か、不要かの返答がほしい。これは十人組でも江戸から大坂へ通達された筈で十人組との相談の上で返答して貰いたい。これに対し二月二四日書状には大坂から江戸へ次のように返答している。

金方引替模様之儀、則致相談候処、此頃之次第二付見留候儀^者無御座候得共、残御元金二千五百両^番当四・五月頃迄二皆済可相成候哉、右二付何分古金出進候訳^者無御座候間、此以前之通御元金五千兩位御下ケ相成候八、格別心配^成無之哉^二被存候、是迎も中々当年中二皆済二可相成様二至り不申候間、尚又於御地十人組御談之上跡御元金之儀可然御取斗可被下候^②。

金方引替の模様に関して相談したが特に変化はない。残りの引替元金二五〇〇両は四～五月頃には皆済見込にある。引き替えが進んでいる訳ではなく、以前通り引替元金五〇〇〇両程渡してくれば心配ないが、一回の引替元金がその当年内で皆済に至らなくなったとも報告している。そのため、江戸両組で話し合いの上で、後の引替元金高の取り計らいを依頼している。

(2) 銀貨

嘉永元年（一八四八）二月一日に大坂十人組着の三手分の天保銀三〇〇貫目は、弘化期より厳しい引き替えになった。嘉永二年五月一七日に六〇貫目、同三年四月二日に五〇貫目（三井組一五貫目・十人組二五貫目・住友家一〇貫目）、同年八月二日に四〇貫目を引き替えた。同四年三月一六日に六〇貫目、同五年一月二六日に九〇貫目を差し立ててようやく皆済に至る^③。つまり、大坂から江戸への差立回数は五回に及び、皆済まで四年近く要した。この状況を鑑み同五年二月二日書状には、江戸両組は相談の上、引替元銀を減額し一五〇貫目を銀座へ頼んで置いた。しかし、三井組が同月七日銀座に呼び出された際には銀座から「都合二寄」これまで通り天保銀三〇〇貫目が引替元銀として渡された^④。この天保銀三〇〇貫目は、同六年正月五日に大坂三井組へ着いたが、その後一年は引替済の文銀を江戸へ差し立てられていない（同七年正月一八日差し立て）。

他方、弘化元年（一八四四）二月八日に京都十人組着の両組の引替元一分銀三万両は、引替高減少とも相俟つて深刻な様相を呈した。

嘉永元年六月三日の大坂名代から京名代への書状に長文だが次のように返答している。

其御地御引替之儀追々不進ニ相成候由、右之内ニモ二朱銀壹朱銀御元壹分銀、去ル辰年十二月其着兩組ニ而三万兩之内、追々に五千五百兩宛、合壹万千兩丈ケ漸御差立被成、残り九千五百兩宛合壹万九千兩未御預り相成り有之候旨、然ルニ右之内十人組方此節三千五・六百兩引替り候由、其元方漸三百兩程より引替り不申、尤折々引替持参も有之候得共、誠聊宛ニ而抄取不申候ニ付、御一統御心配被成候儀ニ御座候旨、右ニ付何程ニ而も宜御座候間、当地ニ而工面いたし二朱銀壹朱銀之内相廻し可申儀者相成り申間敷哉、何分勘考取斗可致旨、尚委細之儀^者今昼船上納銀ニ付添其許種三郎御差下候儀ニ付、同人へ御申合置被成候条聞取候様被成度思召候旨被仰聞候、御紙面之趣承知いたし候、右ニ朱銀壹朱銀引替之儀於当地も同様抄取不申、三手ニ而右引替御元三万兩之内引替濟兩度ニ差立残り当時二万三千五百兩御預りニ相成大ニ心配致居候、此頃迄当方引替溜り兩品ニ而千三百兩余御座候ニ付、近々差立可致哉ニ致相談居候折柄ニ候得共、右之内差立高相減七百兩丈ケ其元へ御廻シ可申候間、此段御承知可被成候、右ニ付為登方之儀^者如何ニ可致候哉可被仰聞候、右御答得御意度如斯御座候⁵⁵まず、京都では引き替えが進まなくなっていることを大坂へ伝えた。弘化元辰年一二月に引替元一分銀の京都有着後、兩組は同四年一月二日に二朱銀一朱銀を差し立てて二万一〇〇〇兩分まで引き替え

た。兩組では残高一万九〇〇〇兩は預かったままで、近頃は十人組が三五〇〇〜三六〇〇兩程引き替えたが、三井組は三〇〇〇兩を引き替えた程度である。時々引き替えに来る者もいるが、少額なため全く抄らず心配している。このような事情のため、当地大坂引替分の二朱銀一朱銀を京都へ廻せないものか検討して貰いたい旨だった。詳細は、上納銀付添で大坂へ来た種三郎に申し含ませたので、京都へ戻った当人からの聞き取りを望んでいる。しかし、大坂でも二朱銀一朱銀の引き替えは抄つておらず、三手引替でも引替元一分銀三万兩より二度差し立てただけで、残高二万三五〇〇兩もあり大いに心配している。大坂で引き替えた二朱銀一朱銀が一三〇〇兩余あるため、近日に江戸へ差し立てようと思っていたが、大坂引替分の内七〇〇兩を京都へ廻すことを決めたため、大坂から京都への送金方法を尋ねている。嘉永元年六月一〇日の大坂名代から京名代への書状には、大坂から京都への送金は飛脚で行うことになった。しかし、大坂では二朱銀は大坂引替分として江戸へ差し立てたいため、一朱銀だけ七〇〇兩を京都へ廻すことにしており半額ずつ二度に分け京都へ送金された。⁵⁶

三 安政初年期の改鑄

1 嘉永一朱銀・安政二分判の鑄造

引替停滞の中、当時の貨幣改鑄と幕府財政との関係を述べておきたい。安政五年（一八五八）一二月に勘定奉行から大老へ提出された

「御勝手向御入用増減取調申上候書付」に、弘化・嘉永・安政期の状況が分析されている。

次第二御勝手向疲弊仕、大坂并兵庫堺之町人共江御用金被 仰付候折柄御本丸炎上、御普請等二付、広大之御入用二而、御差止相成居候金銀御吹替被 仰出、御繰合相成、右之御益金并奥向御下ケ金を以、弘化四未年・嘉永元年申年兩年、奥御金蔵御除金江六拾壹万七千兩納方出来候処、嘉永五子年、西丸炎上二付、御普請御用途之ため奥御金蔵御除金五拾万兩御下ケ有之⁽⁵⁷⁾

財政難のため幕府は、天保一四年（一八四三）に大坂等の町人に対し御用金を賦課したが、同一五年に江戸城本丸が炎上し、その再建費用捻出で停止していた貨幣改鑄を再開した。そして、弘化四年（嘉永元年（一八四七）一八四八）に奥御金蔵御除金へ改鑄益金六一万七〇〇〇兩を計上した。しかし、嘉永五年に江戸城西の丸が炎上し再建費用を奥御金蔵御除金から五〇万兩を捻出し、その後、禁裏炎上、異国船渡来による海岸防備、下田・箱館開港関係費用、拝借金、御台場建造、武器や大船新調、地震・大風雨の復興費用等の「広大」な財政支出が続く。その結果、貨幣改鑄益金は文政元年（安政四年（一八一八）一八五七）の四〇年間に一七九六万九〇五〇兩余の納高になり、一カ年平均四四万九二〇〇兩余に相当すると分析している⁽⁵⁸⁾。

財政状況は勘定奉行が安政元年（同三年の三年間の平均一カ年で、次のように分析している。まず、平均収入である「御収納其外納高」は金一三九万五四〇〇兩余（これには寺院・在町上納金二六万四六〇

〇兩余が含まれ、本来は金一三万八〇〇兩余）・米六〇万九二〇〇石余である。平均支出である「御入用出高」は金二二三万三七〇〇兩余・米六二万三二〇〇兩余であった。そして、平均収支である「差引」は金七三万八三〇〇兩余の赤字（在町上納金を含まないと金一〇万二九〇〇兩余の赤字）・米一万三九〇〇石余の赤字になった。他方「奥御金蔵并蓮池大坂御金蔵御有高」では金銀錢一六五万一五〇〇兩余が安政五年九月三日段階での残高であった。その内、非常時の御用途としての御除金九六万四八〇〇兩余、大坂御金蔵御除金の他に京都での御用途と御遣方として四四万兩余、常用・臨時の御遣方として九万九六〇〇兩余が充てられており、同年一月の残高は一四万六九〇〇兩であった⁽⁵⁹⁾。

加えて「近來引替金も無数二相成、御入用^前年増相高御差支二付、二歩判・壹朱銀等、位・目方減再製相成、其外三都町人共并御料所之者共江、御用金又者冥加上納金被 仰付、急務之御用途相弁候⁽⁶⁰⁾」とあり、新旧金銀貨の引替高は減少し、他方で支出増加のため品位と量目を減らした安政二分判と嘉永一朱銀へと改鑄した。他にも三都町人等への御用金・献金を賦課して急務の支出に対応したと述べている。

そして、江戸小野店から近江屋猶之助への嘉永六年一月一四日江戸癸、一月一八日大坂着の書状には、同一三日に金・銀座に召し出され「当時通用金銀吹増百万兩」を仰せ付けられた⁽⁶¹⁾。二月末には「南籙之銀を以壹朱銀吹立被 仰付候間、右壹朱銀十六を以金壹兩之積、尤銀・錢共兩替、壹分銀同様之割合相心得取交可致通用候、右南

鎌吉朱銀之儀金と同様通用之ため被 仰付候間、無滞可致通用候⁽⁶²⁾とあり、嘉永一朱銀の新鑄が触出され、同七年正月二四日から通用となった。嘉永一朱銀は江戸品川台場構築の人夫賃が一日一人錢二五〇文見当のため、公定相場の金一両〓錢四貫文からすれば金一朱に相当する所以で「お台場銀」とも称された。幕府は嘉永一朱銀の新鑄で、天保一分銀の鑄造停止を命じたが市中へは触れ出さなかつた。⁽⁶³⁾

三井組大坂両替店名代から江戸名代（斎藤専藏・永田甚七）への同七年正月一七日書状では、大坂でも嘉永一朱銀鑄造の触書が出され近日中の通用開始を見込んでいるが、「御屋敷方又者無抛方」より目新しさ故か引き替えを依頼された。通用が始まったならば、引替元金として大坂へ差し立てられるだろうが、五〇両か一〇〇両程の送金を依頼している。江戸では正月二四日に銀座より交付された二五両を当日の内に江戸屋仁三郎の飛脚便で大坂へ発送し二月二日に到着した。三井組大坂両替店は二月二八日書状に嘉永一朱銀不足を報告し、四月二七日書状には「尔今御屋敷方又者無抛方引替相頼越候二付、可相成丈ヶ^者断申切居候得共、無抛御断難申上、先も有之候付聊宛引替相渡申候、右新一朱銀之儀其御地之模様如何御座候哉、（中略）サシ⁽⁵⁷⁾兩敷⁽⁵⁸⁾舟⁽⁵⁹⁾兩二而も十日限位二而為御差登被下度」とある。嘉永一朱銀の残りが少ないため引き替えは断っているが、断りきれないこともあり少しずつ引き替えている。同時に江戸の様子も尋ねつつ、五〇両か一〇〇両でも大坂への送金を求めている。江戸両替店では一〇〇両を、江戸屋仁三郎の飛脚便で五月九日江戸発、五月一八日大坂着となった。⁽⁶⁴⁾

三井組では大坂両替店の嘉永一朱銀不足は続き、江戸両替店に安政二年二月二四日書状に一〇〇両、四月五日書状にも二〇〇両か三〇〇両を請求している。このような中、大坂両替店（吹田四郎兵衛・石嶋保右衛門）から京都両替店（小林与三郎・小原七兵衛）への同年三月二七日書状に、京都でも嘉永一朱銀は「殊之外払底二付、打銀御差出候而も廻り兼候」と報告され、不足で打銀を出しても入手困難だという。京都両替店は大坂両替店に嘉永一朱銀の残高があるのなら少しでも分けてもらいたいが、不可ならば大坂での打銀を教えて欲しいとしている。大坂両替店は分ける余裕がないとした上で、両替方に打銀を尋ねた上で一〇〇両につき三〇匁返すと返答している。⁽⁶⁵⁾

他方、嘉永七年七月に天保五兩判は「言枚二而五兩之通貨故物価江取遣不便利二候哉、世上通用稀之趣二相聞、（中略）当寅十月を限通用停止候間、所持のもの八江戸・京・大坂其外遠国在々共、当時吹直金引替御用勤居候もの共之内江早々差出引替可申⁽⁶⁶⁾」とあり一〇月限りでの通用停止が触れ出された。通用停止の理由は、一枚が五兩通用で不便利のため余り流通しなかつたためとしており、持主は引替所附兩替商で引き替えるよう述べている。しかし、天保五兩判の引き替えは抄らず、期限月でもある一〇月二六日の触書には翌年一〇月まで延長にしたが、ここでも「其以後八弥通用停止たるべく候」と加えてい⁽⁶⁷⁾る。それでも古金銀が引き替えへ出されないたため、幕府は安政二年一月七日に、幕末の増歩への一歩を踏み出す。

そして安政三年六月に「此度世上通用之ため金二分判吹方被 仰

付、右二分判二ツを以金壹両之積、尤銀錢共兩替之割合、小判・壹分判・二朱金・壹分銀・壹朱銀同様二相心得無滞可致通用候⁽⁶⁸⁾とあり安政二分判の新鑄が触出され、六月二十八日から通用となった。安政二分判は江戸時代を通じて「二」のつく計数金貨の中では金品位は最も低く二〇・三%だった。安政二分判の新鑄は、三井組でも大坂名代から京名代への六月一四日書状に「去ル四日夕店状為御差登被成候町御触書写之通二分判通用被仰出候得共、座方夕八末何等之御沙汰無御座、何し来月上旬成^{而者}、右二分判御渡方有之間敷御様子二御座候由、相渡り候八、早々為御差登可被下候旨⁽⁶⁹⁾」と伝えている。六月四日夕の店状で京都へ送った町触写の通り安政二分判の通用が仰せ出されたが、金座から沙汰もなく、七月上旬にならないと安政二分判は渡されぬ様子だった。渡されたならば見手本も含めて京都へも早々に送ると述べている。その後、大坂名代から江戸名代への七月二日書状には、江戸で六月二十八日に安政二分判が金座より渡され、見手本の五両が江戸屋仁三郎方の飛脚便で急ぎ送られ、七月二日大坂着となり、続いて一〇〇両も送られたことが確認できる⁽⁷⁰⁾。

2 安政二年の増歩

江戸では安政二年（一八五五）一月七日の触書で古金銀の増歩割合が出され、「此後引替差出候もの江者道法遠近二不拘」として古金銀額と道程の遠近は関係ないと断っている。大坂では両替商錢屋佐兵衛「日記」の同年一月二日条に、金銀具の触書と共に、「卯十一

月廿日七ツ半時御触写」とあって全文が記されている⁽⁷¹⁾。

(1) 金貨

増歩は、慶長金・正徳金（武蔵判）一〇〇両で引替元金（天保金か天保二朱金か安政二分判）二〇七両へ、元禄金一〇〇両で引替元金一四三両へ、宝永乾字金一〇〇両で引替元金一〇八両へ、享保金一〇〇両で引替元金二二三両へ、という関係になった。また、元文金一〇〇両で引替元金二二〇両へ、文政金・文政真文二分判・文政草文二分判・天保五兩判一〇〇両で引替元金一〇四両二分へ、という関係になった。表9には金貨の増歩と引替元金に含む金量を示した。

増歩を弘化元年段階と比較すると、慶長金と正徳金は一七両、元禄金は一三両、享保金は二三両が加算された。これまで慶長金・正徳金・享保金は同一視されていたが、ここから慶長金・正徳金と享保金へと分離した。宝永乾字金はこれまで増歩されていなかったが八両加算された。次に、元文金は一〇両を加算したが、文政金・文政真文二分判・文政草文二分判・天保五兩判の四種は量目・金品位に関係なく一律三兩二分を加算しており、幕府はこれら金貨を適正に評価していない。そのため、この四種で含まれる金量差は、最多の文政真文二分判と最少の天保五兩判とでは四五両余となり、この背景には幕府が通用停止の日が浅いものを一律に低い増歩にしたためである。

安政三年六月から引替元金に安政二分判が新たに加わるが、幕府は小判より額面価値が高い割に含まれる金量が少ない天保五兩判の引き替えに際して注意は二点あげられる。まず、①天保小判を引替元金と

することは避ける。②幕府は当然、引き替えにより相応の金量確保しなければならぬ。しかし、幕府は増歩額も頭打ちで、引き替えに出される文政金・文政真文二分判・文政草文二分判に限界があるならば、安政二分判を引替元金に登場させ、金量を得る目標をあえて天保五兩判へシフトさせる。則ち、安政二分判は天保五兩判を引き替えるために鑄造されたと言っても過言でもない。

(2) 銀貨

増歩では、秤量銀貨は元文銀一〇貫目で引替元銀(天保銀)一三貫九三〇目へ、文政銀一〇貫目で引替元銀一〇貫六九〇目へ、という関係になった。増歩を弘化元年段階と比較すると、元文銀は二貫九三〇匁、文政銀は五九〇匁が加算された。

南鐐二朱銀一〇〇両で引替元金(天保一分銀が嘉永一朱銀)一一五両へ、文政南鐐二朱銀一〇〇両で引替元金一〇一両へ、という関係になった。文政南鐐二朱銀は、先の天保八年(一八三七)二月二日の触書に「百両二付金壹両ツ」とあるため、増歩に変更はない。増歩を弘化元年段階と比較すると、南鐐二朱銀だけが五兩の加算で、他は据え置かれた。表10には銀貨の増歩と引替元を含む銀量を示した。

従来、嘉永一朱銀が引き替えで發揮される効果はほとんど指摘されていないが、次の二点になる。①文政南鐐一朱銀は持主に対して増歩という引替誘因も無く、通用停止という条件も付帯されている。その中で幕府は、最小額の計数銀貨である「一朱」銀同士の新旧引き替えを初めて実現することで、より多くの銀量を獲得していく意図が窺え

る。②天保一分銀が引替元では対応しきれないケースに対応できるようにして、引替高の増加を図る。例えば、二朱銀一枚のみ、一朱銀一〜三枚を持参してくるケースである。このような場合、これまで幕府は銭で以てそれを引き替えることもあった。しかし、幕末の顕著な銭不足の状況下では、銭獲得のために旧計数銀貨の小額持参も起こり得よう。その意味で幕府は、引き替えに利便性を加え、銭不足の事態を未然に防ぎつつ、同時に文政南鐐一朱銀を幕府の手に収めていく効果を嘉永一朱銀に担わせていったのだろう。しかし実際のところ、引替所附両替商の史料から、嘉永一朱銀が大坂・京都へ引替元としては送られていない。背景には、引替元の天保一分銀の残高が多く幕府も新規に嘉永一朱銀を送らない状況にあった。

3 増歩前後の銀貨引き替え

安政期に関して、大坂の三手引替と十五軒組合・京都の両組引替での銀貨引替高は、表4・表11に示した。

秤量銀貨は安政元年(嘉永七年、一八五四)に合計一三二〇貫目、同二年は合計一二五貫目、同三年は合計一〇〇貫目、同四年は皆無、同五年は合計三〇貫目、同六年は合計七〇貫目を引き替えた。

計数銀貨は安政元年に合計四三〇〇両、同二年は合計三〇〇〇両、同三年に合計四五〇〇両、同四年に合計一〇〇〇両、同五年に合計三〇〇〇両、同六年に合計二〇〇〇両+ α (十五軒組合の金額不明)を引き替えた(表4)。安政期に入ると、引替高の減少傾向に拍車がか

かると共に、幕府は安政開港に向けての対応に追われてなのか、これら引き替えに対する積極性が薄くなる傾向も窺える。

嘉永六年（一八五三）一二月末の嘉永一朱銀新鑄の時期に、幕府の銀需要を見越してなのか、持主の銀貨増歩への期待なのか、引替申込が増えた。秤量銀貨の引き替えについて、同七年正月一四日書状に次のように述べている。

一、新文字銀引替多分申越、三手引替御元銀三百貫目皆済相成候二付、代り文銀注連明早々差立候積二御座候、右之外二文銀三百五拾貫目余引替申越候得共、御元銀無之候二付追而代り銀到着迄預置申候、右三手江引受引替可申積り二御座候之間、右引替御元銀早々御差立相成候様三手二而御願上可被成候、尤右當組江申込候儀二付、十人組方々其御地別段通達無御座候様奉存候、且又前文銀預り御座候事故御元手銀到着追々差立候突如、文政銀の引替申込が多く来たため三手分の引替元銀三〇〇貫目が皆済し、正月一八日に差し立てた。この他に三五〇貫目の引替申込があり、引替元銀も切れたためその到着まで預かることになった。この三五〇貫目は三井組へ申し込まれ、引き替えは三手ですることになったが、それに関し二月一日書状には次のようである。

当地三手引替御元銀之儀、早々御差立相成候様銀座御掛り様江御申立候処、早速三百五拾貫目為御登相成候様被仰聞、其後御沙汰無之候間、猶又御伺候処、此節吉朱銀御吹立二而座方御取込之由、御都合次第早々御沙汰可被下旨被仰聞候

三手引替で引き替えることになった文銀三五〇貫目の引替元銀について、両組は銀座へその交付を早急に求め、銀座で早速渡す返答をされたが、その後連絡が途絶えた。改めて両組は銀座へ伺うと、嘉永一朱銀の新鑄に追われ、その三五〇貫目は都合つき次第連絡すると言われた。この引替元銀を巡る対応で、三井組大坂両替店名代から江戸名代への二月二八日書状では催促と遅延で苦言を呈し、新たな対応策も提案している。

文銀引替御元手銀最早近々之内御渡可有御座儀与奉察候、右持主今早々代り相渡呉候様毎々催促御座候間、差急二御差立相成候様御取斗可被下候、可相成儀二御座候八、当地御金蔵分御渡相成候八、都合宜鋪儀二御座候、矢張御地分御差立相成候儀二候八、右文銀当組へ不残預り置御座候事故、当番御引続其許より御差立相成候様御取斗可被下候、尤右之外二十五人分文銀別段引替元願上候様承り候付、右御元下御差立之節御振替相成候八、於爰元も都合宜鋪儀二御座候間、可然御掛り様へ御申上可被下候

この文銀三五〇貫目の持主が誰かは不明だが、天保銀への早急な引き替え求め催促も多い。そのため大坂三井組は、早急に引替元銀が送られる筈だから、大坂御金蔵からその分を渡してくれても都合良いと述べている。しかし、文銀三五〇貫目を預かるのは三井組、引替元銀を江戸から差し立てるのは十人組であることを考えると、この場合は通常の引き替えが良いだろうと判断している。十五軒組合からも別段引替元銀の願いが出され、この場合は、江戸で引替元銀を渡された

ら、大坂で大坂御金蔵からその分を出銀して振り替えれば大坂には都合がよいため、江戸で御掛りへ申し上げて貰いたいと望んでいる。

ようやく江戸十人組が銀座に呼び出され、大坂三手の引替元銀六〇〇貫目が嘉永七年二月二日江戸発、三月一日大坂着になった。そして、両組で二七五貫目ずつ、経営改革にある住友家へも五〇貫目が渡された。早速、三月一六日に両組の引き替えて申込分の文銀三五〇貫目を江戸へ差し立てた。また、十五軒組合の引替元銀六〇〇貫目も四月六日・九日に大坂着になった。⁽⁷⁵⁾ このような多額の引替申込は一時的で、三手が次の大坂から江戸へ文銀の差し立ては二年以上も経た安政三年一〇月一六日になるが、この差し立ては増歩後初で秤量銀貨・計数銀貨の両方を行った。大坂三井組の秤量銀貨は、安政三年一〇月一七日書状に内訳が報告されている。

古文丁銀拾貫目	古文銀九貫七百目御増歩已前引替候分、此御増銀ウ舟エシ、
一、同小玉銀二拾貫目	同二拾貫三百目御増歩御改已後引替候分、此御増銀ウ舟エシ、ウ入
新文小玉銀拾貫目	新文銀五貫八百目御増歩已前引替候分、此御増銀サシチ、 ^(五十八分)
銀四拾貫目 ^内	同四貫二百目御増歩御改已後引替候分、此御増銀セ舟チシウ、チ入 ^(二百八十九分八分)
	御増銀ウメセ舟ウシサ、工入 ^(九貫二百九十五分七分)

この報告では、元文銀は増歩前後では九貫七〇〇目から二〇貫三〇〇

〇目へと二倍強引き替えが増加した。文政銀は増歩前後では、引替期間の長短の問題もあるが、五貫八〇〇目から四貫二〇〇目へと減少したことが窺える。この増歩では持主へ引替誘因を与えるという意味では元文銀はその効果が認められるが、文政銀はその効果がほぼ無いと判断できよう。しかも、増歩額が細かくなり「御増銀」計算が場合に より複雑化する問題も出た。他方、大坂三井組の計数銀貨は、先の安政三年一〇月一七日書状に内訳がある。弘化三年(一八四六)に初めて差し立てて以降一回目の差し立てとなる。

古二朱銀百両	古二朱銀三拾五両御増歩已前引替候分、此御増金マ両七分 ^(三)
一、新二朱銀二百両	同六拾五両御増歩御改已後引替候分、此御増金ウ両マ分 ^(九)
古壹朱銀百両	新二朱銀二百両、此御増金セ両 ^(三)
金四百両 ^内	御増金シサ両イ分 ^(十五)

増歩になったのは南鐐二朱銀のみのため、南鐐二朱銀は増歩前後では三五両から六五両へと約一・八倍引き替えが増加した。文政南鐐二朱銀は二〇〇両、文政南鐐一朱銀は一〇〇両を引き替えた。大坂三井組のみの事例で、引替期間の長短の問題もあるため単純比較はできないが、南鐐二朱銀は増歩により引替高の増加は認められるが、他の二つは旧態依然と言えよう。

この差し立て直前の一〇月二日書状には、大坂三手分の引替元一

分銀残高が七七〇〇両で、二朱銀一朱銀を三井組四〇〇両・十人組七〇〇両・住友家四〇〇両を江戸へ差し立てるとある。この差し立てで三井組は担当分一万両を皆済するため、次の希望を同書状に載せた。

一、前文得御意候旨分銀方当組丈ヶ皆済相成候、此末引替抄取方之儀見留附不申候得共、御元手無御座候之間、壹・二千両新言朱銀二而当組一ト手江御元下ヶ^書出来不申候哉、御勘考可然御掛り様江御願上被下度存候^⑧

三井組だけ皆済するが、一分銀方の引き替えの今後の進み具合は不明だが、三井組のみの引替元を嘉永一朱銀で一〇〇〇か二〇〇〇両を渡してもらうことが可能か否かを江戸で尋ねてもらいたいという内容である。その後、三井組大坂名代から江戸名代への二月八日書状でも引替元一朱銀を改めて望んでいる。

壹分銀方引替御元当組一ト手へ壹・二千両新言朱銀二而御下ヶ渡御願立之儀、及通達候得者御承知之御儀与奉存候、右者引替人古壹朱銀壹ツ持参致候分、代り銭二而相渡来候間、新言朱銀御登せ相成候八、銭二而不相渡、右新言朱銀二而相渡申候へ八都合宜様奉存候、可然御勘考可被下候^⑨

三井組のみでも引替元を嘉永一朱銀で希望する理由を述べている。

それは、文政南鐐一朱銀の持主が一枚だけ引き替えに持参してきた場合、代りは銭で渡さなければならなくなる。文政南鐐一朱銀の引替元は、嘉永一朱銀にして貰いたいという考えを強く出している。この要望の背景には、公定相場では金一朱一銭二五〇文に相当するため、銭

獲得を目的にした文政南鐐一朱銀の引替持参もあつた筈で、引替所附両替商は手持ちの銭の不足を招きかねない状況だったのだろう。

しかし、大坂・京都へ引替元金として嘉永一朱銀は送られなかった。それは、大坂・京都へは弘化元二年に引替元一分銀が合計九万両も送られ、引き替えが進展していなかったため、幕府としても新たな引替元一朱銀を追加して送らなかつたのだろう。幕府は、文政南鐐一朱銀の回収強化、引き替えの利便性を向上させる思惑を含めて、嘉永一朱銀を鑄造した筈だったが、大坂・京都での引き替えで嘉永一朱銀は与えられた効果を発揮できず安政開港期に至つた。

その後、大坂三井組では引替元一分銀による引き替えは皆済しても、追々引替溜り分が増え、安政五年七月五日書状には南鐐二朱銀一二五両・文政南鐐二朱銀五五〇両・文政南鐐一朱銀三七五両の合計一五〇両の引替越しが報告されている。この時の三井組の吹田・石嶋（大坂）から小林・川島（京都）への書状には「其元引替御元御預り御座候八、右南鐐・一朱共御引取被下間敷哉、自然御入用二無之候八、於当地十人組・住友方へ相廻し可申候間、一応乍序御尋申上候^⑩」とある。つまり三井組の大坂両替店は、京都両替店に引替元一分銀の残りがあつたならば是非引き取って貰えないか尋ねており、そうでなければ大坂で十人組と住友家に廻さざるを得ないと述べている。結果、八月六日に京都への常是封銀三〇〇貫目の送銀と同時に、この一一五〇両も船で送っている。

三井組大坂両替店の皆済後は、十人組による差し立て且つ十人組と

住友家のみ引き替えという事情等で二回目の差立年月日は三井組の史料では確認できないが、十人組と住友家は安政三年一月〜万延元年九月（一八五六〜一八六〇）に二朱銀一朱銀九〇〇両を江戸へ差し立てていることまで類推できる（表4）。

4 増歩前後の金貨引き替え

安政期に関して、大坂の三手引替と十五軒組合・京都の両組引替での金貨引替高は、表3・表12に示した。

金貨は安政元年（一八五四）に合計一万四〇〇〇両（大坂・京都十人組と住友家四〇〇〇両？を含む）、同二年は合計一万両、同三年は合計一万五〇〇〇両、同四年は合計七二〇〇両、同五年は合計三二〇〇両、同六年は合計三〇〇〇両を引き替えた。安政初年は一万両台の引替高を確保したが、安政四年以降は引替高が落ち込み、増歩の効果が一時的だったことがここからも表れている。

天保五兩判は嘉永七年（一八五四）七月の触書において一〇月限りで通用停止になったが、安政二年（一八五五）一月以前の増歩がない等価交換でも引き替えに出されていることが窺える。幕府は通用停止にした天保五兩判の引き替えの対応を次のように行なった。

大坂では嘉永七年九月四日に為替両組・住友家・十五軒組合が天保五兩判の引替所附両替商に指定され、引替元金は「前段二為御登無御座、是迄之御元金之内二朱金を以て」引き替えることとし、且つ「尤御手当者不被下候」とある。⁸¹ 安政元年二月一七日の三井組大坂両替

店名代から京都名代への書状には、大坂で両組が二月一六日に東御役所⁸²に呼び出され、二月一日江戸発・同月一六日京都着の京都両組引替元金三〇〇〇両は、その内、天保二朱金一〇〇〇両を天保五兩判の引替元金にするよう指定された。両組は、念のため引替所附両替商への引替諸入用の有無を尋ねると、確かな返答ではないが、文字金ではないため無いとされた。三井組では、天保五兩判に関し大坂両替店でも引き替えについては不明な点が多いため、江戸両替店へ尋ねたら次のような返答を得たと、京都両替店へもそれを伝えた。

一、前件御答申入候五兩判引替之儀、金座御掛り様江相伺候処、右者二朱金代りを以、無打二而引替可申様被仰渡候間、此段御心得宜御取斗可被成候、尚御沙汰之儀も御座候八、早々可得御意候⁸³三井組は、金座で確認したところ天保五兩判の引替元金は天保二朱金であり、打銀なしで引き替えを行うように仰せ渡された。

増歩直前に、幕府は引替高増加を期待しており、十人組により安政二年八月一日江戸発、八月二七日大坂着の三手分の引替元金五〇〇〇両（小判七〇〇両・二朱金四三〇〇両）、三井組により同二年一月二五日江戸発、一月二二日大坂着の大坂三手・十五軒組合分の引替元金一万二〇〇〇両（小判四〇〇〇両・二朱金八〇〇〇両）からも窺える。⁸⁴ この天保二朱金の額は天保五兩判の引き替えを期待したものであり、一月七日の触書で増歩が実施された。

安政三年に入り増歩後初、古金類を江戸へ差し立てたのは、大坂三手引替が五月七日、京都両組引替が五月一日であった。その直前に

三手引替は、大坂町奉行所より増歩前後の引替高の報告を求められ、次の「乍恐口上」を出した。

乍恐口上

一、去ル廿五日御召出之上古金類引替方之儀、去卯十一月御増歩被仰出候後出進如何二有之候哉御尋被遊奉畏候、右^者御増歩後少々出進候様奉存候得共格別之金高^者無御座、尤大坂表二^者最早持合候者無御座候哉、此頃聊宛持参仕候分大体他所^分持参仕候義二御座候、則当時御元新金奉預り御座候分左之通

一、新金五千両 去卯八月廿七日大坂着仕候分

一、新金六千両 去卯十一月十二日大坂着仕候分

×新金壹万千両

内、新金四千四百両 三井組へ奉請取候分

同 四千四百両 十人組へ奉請取候分

同 二千二百両 住友吉次郎へ奉請取候分

×

一、右新金壹万千両之内、昨日迄古金二引替相済候之分左之通

一、古金類三千百一拾壹両三分

内、古金類千三百五拾七両

但、此内三百五拾両者

去卯十一月迄御増歩以前引替高

千七両

去卯十一月御増歩以後引替高

× 古金類千三百四拾九両壹分 十人組分

但、此内百六拾両二分 御増歩前引替高

千百八拾八両三分 御増歩後引替高

×

古金類四百拾五両二歩 住友吉次郎分

但、此内三十六両 右同断

三百七拾九両二分 右同断

×

右之通御座候、則溜り合候内古金三千両丈ケ近日江戸表へ差下申度奉

存候、猶此上引替方抄取候様相心得罷在候得共御尋二付乍恐此段奉申

上候、以上

安政三辰年四月晦日 住友吉次郎名代 高尾伝蔵

十人組名代 浅田新次郎

三井組名代 石井与三次郎

御奉行様⁽⁸⁵⁾

四月三〇日のこの報告では、前年一月の増歩で少しは旧金貨持主への増歩が上昇し引替高は増加したが、格別増加した訳ではない。安政二年に三手引替は引替元金一万一〇〇〇両を受取る。そして、引替高三二二両三分の内訳は、増歩以前が五四六両二分、増歩以後が二五七五両一分である。確かに増歩前後では約五倍弱増加し、旧金貨持主へ増歩という引替誘因を与えた一定効果は認められる。しかし、増

歩上昇の水準としては低く、引替額の規模も小さく、幕府が期待する「格別之金高」には至っていない。それに、これら古金類は大坂内部から出ておらず、他所からの持参が多いとも報告している。五月七日に大坂十人組が三手分古金類三〇〇〇両を江戸へ差し立てたが、同日書状に三井組の一三〇〇〇両の内訳が示されている。

真文小判四拾九兩

御増歩已前引替候分

同 二百五拾壹兩

御増歩已後引替候分

真文二分判・草文金

三百壹兩

御増歩已前引替候分

真文二分判・草文金・五兩判六百九拾九兩

御増歩已後引替候分⁸⁶⁾

元文小判は増歩前後では四九兩から二五一兩へと五倍強引き替えが増加、文政真文二分判・文政金・天保五兩判では増歩前後では三〇一兩から六九兩へと二倍強引き替えが増加したことになる。しかしこの額では、引替規模は小さく、増歩の効果も大きいとは判断できない。しかも、秤量銀貨の場合と同様に、増歩額が細くなり、それに伴い「御増金」計算が場合によっては複雑化し、ここでは「御増金八拾九兩^内二分・永六拾五文此銀三匁九分」と報告されている。

安政三年六月に天保五兩判の引替用というべき安政二分判が鑄造されたが、引替元金としては次のように登場した。大坂では十人組により安政五年二月六日江戸発、二月二〇日大坂着の三手分の引替元金六〇〇〇兩（小判一〇〇〇兩・二分判五〇〇〇兩）で、十五軒組合分は無い。京都では十人組により安政四年九月七日江戸発、九月二一日京都着の両組分の引替元金三〇〇〇〇兩（小判七〇〇〇兩・一分判三〇〇

兩・二分判二〇〇〇兩）だった⁸⁷⁾。この割合から、安政二分判が天保五兩判の引替元金としても充てられたのは明白だが、安政二分判の引替元金は大坂・京都ではこの各一回きりで安政開港期に至る。

他方、江戸での引き替えも言及しておきたい。安政三年一月一日〜同四年二月一日に文金を、三井組・十人組・三谷三九郎・竹原屋文右衛門・泉屋吉次郎・中井新右衛門・井筒屋善次郎・石川屋庄次郎・村田七右衛門・小川屋・美濃屋で五万五二七一兩二分を、安政四年三月以降に河内屋・伊勢屋が五二〇〇兩を引き替えた⁸⁸⁾。

開港直前段階で幕府は、安政二分判を引替元金にして天保金の引き替えを行なっている。播磨屋「改五拾八番日記」の最後にある「当未成年銀引替相場高下控附洋銀共」中には、天保金に關し「此一件仲間二不抱事」とあり、続けて「当未成年二月御金改御役所より御呼出之上、当時通用之保字小判・壹分判追々取集・上納可致旨、尤御内沙汰御用二付仲間二不抱、手前一手へ被仰付候間、成丈不目立様精々可納様、年寄役上月小藤次殿被申聞候、依之追々買付相納候⁸⁹⁾」と記されている。安政六年二月に播磨屋は金座に呼び出され天保金を集め上納するよう命じられ、江戸本兩替仲間にも関係なく播磨屋が目立つことなぐ引き替えを行なうよう申し聞かされた。表13に示したように、播磨屋は天保金四万三〇〇〇兩を引き替えたが、まだ天保金に対し公式の増歩は出されていないため、天保金を取り集める際に必要な「打金」が表れており当時江戸での天保金価格が知れる。その傾向は天保金一〇〇〇兩につき、三月からは三〜四兩で、四月以降は四兩以上での取引

が一般化していったことが窺われ、代り金は「安中」とも称される安政二分判で渡された。

その安政二分判の具体的評価をする研究は少ないが、その後の貨幣政策への意義を指摘しておきたい。幕末維新期には本位金貨の小判は姿を消し、実態は「万延二分判」本位制となり、その二枚で一両が「両円対等」で金貨一両が誕生した。安政の改鑄に向け幕府内部で外国奉行と勘定奉行が貨幣改鑄案を出した際、安政五年（一八五八）一月に老中へ出された勘定奉行・勘定吟味役案が、新規の小判は量目三匁で安政二分判の金品位にして、新規の二朱金もそれに合わせる案だった⁽⁹¹⁾。この案は外国奉行の反対で実現しないが、補助金貨安政二分判二枚での小判化（＝本位貨幣化）であり、安政二分判がこの後の二分判による本位金貨化の源流とも言え、「二分判」本位制への動きが既に幕府内部にあったと言える。勘定奉行案は、良鑄で金銀比価の国際調整を主眼にした外国奉行案の陰に隠れるが、貨幣・財政の実態側面からすれば先見性があるとも言えよう。安政二分判は開港以前鑄造の財政貨幣だが、一円金貨への進化の源流に位置づけられよう。

おわりに

幕府の新旧金銀貨の引替方針は、大坂・京都では引替元金・銀・一分銀の引替完済までは、途中で幕府はより多くの出目をもたらす新金銀貨を新鑄しても、追加又は中断させてまで新たに引替元を送らない

原則だった。つまり、幕府は財政貨幣の色をより強くした安政二分判・嘉永一朱銀を新鑄しても、引き替えてそれを行使できていないという貨幣と財政の運用効率の悪さを目立たせた。そして、本稿で得られた結論は次の二点になる。

①幕府は、天保五両判から具体的に貨幣改鑄益金を得るための引替元用に、安政二分判を新鑄したが、それを引替元金として大坂・京都へ送ったのは各一回きりだった。他方で、安政開港期まで引替元一分銀の引き替えを貫徹したが、その内には通用停止の文政南鐐一朱銀の引替需要も内在していた。しかし、三朱までの引き替えには一分銀一枚で対応できず銭で対応していた。幕府は出目を目的に嘉永一朱銀を登場させたが、同時にそれは文政南鐐一朱銀の引替対応用でもあった。しかし幕府は、弘化元～二年に大坂・京都へ送った引替元一分銀が全体として皆済に至らなかったため、大坂三井組から要求があっても引替元一朱銀を送らなかった。

②弘化・嘉永期は引替高が減少していった時期だが、幕府の「通用停止」の常套文句がもはや通用しなかったことがあげられよう。そのため幕府は、安政二年に古金銀持主への増歩に踏み切ったが、その増歩前後には幕府は嘉永一朱銀と安政二分判⁽⁹²⁾を鑄造し、増歩以前と比べ増歩の水準は依然低く、増歩の引替誘因の効果はほんの一時的なものに過ぎなかった。幕府は、増歩が引替誘因としての効果を出させられるようになるには、安政開港の衝撃を待たなければならなかった。

注

- (1) 日本銀行編『図録日本の貨幣4』東洋経済新報社、一九七三年、一九四～二〇九頁。
- (2) 本庄栄治郎校訂『大日本貨幣史(六卷)』朝陽社、一九二五年、四二五～四二六頁。
- (3) 前掲『図録日本の貨幣4』二〇二頁・二四九頁。
- (4) 田谷博吉『近世銀座の研究』吉川弘文館、一九六三年、四四三～四四四頁。
- (5) 小葉田淳『日本の貨幣』至文堂、一九六六年、二〇〇頁。
- (6) 作道洋太郎『近世日本貨幣史』至文堂、一九五八年、一三二頁。
- (7) 飯島千秋『江戸幕府財政の研究』吉川弘文館、二〇〇四年、一一三頁・一四一頁。
- (8) 作道洋太郎『近世封建社会の貨幣金融構造』塙書房、一九七一年、二二〇頁・二四四頁。
- (9) 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成(四卷)』岩波書店、一九九三年、四三三頁。
- (10) 同前、四三六頁。
- (11) 石井良助・高柳真三編『御触書大保集成(下)』岩波書店、一九四一年、六一三頁。
- (12) 前掲『幕末御触書集成(四卷)』四三八頁。
- (13) 前掲『図録日本の貨幣4』一六一～一六二頁。
- (14) 前掲『幕末御触書集成(四卷)』四三〇～四三二頁。
- (15) 同前、四四六頁。
- (16) 同前、四五二頁。
- (17) 勝部真長・松本三之介・大口勇次郎編『勝海舟全集7 吹塵録II』勁草書房、一九七四年、一九九～二二五頁。
- (18) 「江戸書状控」(弘化二年～四年)「三井文庫所蔵 別三二五」。
- (19) 前掲『幕末御触書集成(四卷)』四五二頁。
- (20) 「江戸書状控」(天保一四年～弘化二年)「三井文庫所蔵 別三二五」。
- (21) 「古金引替見合方二付伺書草稿」(天保一五年)「三井文庫所蔵 続四〇一～二」は二種類作成されており、内容が詳細な方を示した。「金銀引替御用留 四番」(天保一四年～万延元年)「住友史料館所蔵 二二一～二二二」。
- (22) 「古金銀引替一件二付窺書」(天保一五年)「三井文庫所蔵 続九二一～九二二」。
- (23) 「金銀引替御用留 四番」(天保一四年～万延元年)「住友史料館所蔵 一三二一～一三二二」。
- (24) 「江戸書状控」(天保一四年～弘化二年)「三井文庫所蔵 別三二五」。
- (25) 「江戸書状控」(天保一四年～弘化二年)「三井文庫所蔵 別三二五」。
- (26) 水野忠一、若狭守、大坂町奉行所屋鋪は天保一三年八月～弘化四年九月。前職は堺奉行、後職は新番頭(『柳営補任』)。
- (27) 「江戸書状控」(天保一四年～弘化二年)「三井文庫所蔵 別三二五」。
- (28) 「吹直金銀引替一件之元帳(八番)」(天保一三年～文久元年)「大阪大学経済史経営史資料室所蔵 鴻池善右衛門家旧蔵文書」。
- (29) 「常是御用留便覧(二編)」(四八冊)「天保御吹直」大阪大学経済史経営史資料室所蔵 田谷先生寄贈貨幣史関係写真」。
- (30) 「江戸書状控」(天保一四年～弘化二年)「三井文庫所蔵 別三二五」。
- (31) 「江戸書状控」(天保一四年～弘化二年)「三井文庫所蔵 別三二五」。
- (32) 前掲『幕末御触書集成(四卷)』四五二頁。
- (33) 「江戸書状控」(天保一四年～弘化二年)「三井文庫所蔵 別三二五」。
- (34) 「吹直金銀引替一件之元帳(八番)」(天保一三年～文久元年)「大阪大学経済史経営史資料室所蔵 鴻池善右衛門家旧蔵文書」。
- (35) 「京江戸別通之控」(天保一四年～弘化四年)「三井文庫所蔵 別三二五」。
- (36) 前掲『幕末御触書集成(四卷)』四五四頁。
- (37) 「吹直金銀引替一件之元帳(八番)」(天保一三年～文久元年

- 「大阪大学経済史経営史資料室所蔵 鴻池善右衛門家旧蔵文書」。
- (39) 前掲『幕末御触書集成』(四卷)四四五～四七九頁。
- (40) 「江戸書状控」(弘化二年～弘化四年)「三井文庫所蔵 別三二五」。
- (41) 「京江戸別通之控」(天保一四年～弘化四年)「三井文庫所蔵 別三二二」。
- (42) 表4にも示したが引替元一分銀は十人組担当のため未詳も多い。
- (43) ～(45) 「江戸書状控」(天保一四年～弘化二年)「三井文庫所蔵 別三二三」。
- (46) ～(47) 「江戸書状控」(弘化二年～弘化四年)「三井文庫所蔵 別三一五」。
- (48) 「常是御用留便覧(二編)」(四八冊・天保御吹直)「大阪大学経済史経営史資料室所蔵 田谷先生寄贈貨幣史関係写真」。
- (49) 「江戸書状控」(嘉永二～四年)「三井文庫所蔵 別三二七」。
- (50) 「吹直金銀引替一件之元帳(八番)」(天保一三年～文久元年)「大阪大学経済史経営史資料室所蔵 鴻池善右衛門家旧蔵文書」。
- (51) ～(54) 「江戸書状控」(嘉永四～五年)「三井文庫所蔵 別三三一」。
- (55) ～(56) 「京江戸別通之控」(弘化四年～嘉永三年)「三井文庫所蔵 別三二八」。
- (57) 「幕末外国関係文書之二十一」八二二頁。
- (58) 「幕末外国関係文書之二十一」八二二頁・八二五頁。関連に「安政三丙辰年正月 別記書抜七」一二月一八日条に金の大部分銅三つが安政二分判の素材として金座へ渡された(藤井典子「幕末期の貨幣供給―方延二分金・銭貨を中心に―」日本銀行金融研究所 IMES Discussion Paper No.2014-15 一七頁。石巻市教育委員会『鑄銭場関係資料「金同公用誌」二の下の下」一九八四年)。
- (59) 「幕末外国関係文書之二十一」八二二～八二四頁。
- (60) 同前、八二五頁。
- (61) 「留帳 森本」(嘉永三年～文久三年)「大阪商業大学商業史博物館所蔵 佐古慶三教授収集文書…近江屋F一―一七」。
- (62) 前掲『幕末御触書集成』(四卷)四六五頁。
- (63) 前掲『図録日本の貨幣4』一九九～二〇〇頁。
- (64) 「京江戸別通之控」(嘉永三年～安政元年)「三井文庫所蔵 別三二九」。
- (65) 「京江戸別通之控」(安政元年～三年)「三井文庫所蔵 別三三七」。
- (66) 前掲『幕末御触書集成』(四卷)四六五～四六六頁。
- (67) 同前、四六六頁。
- (68) 同前、四六九～四七〇頁。
- (69) ～(70) 「京江戸別通之控」(安政元年～三年)「三井文庫所蔵 別三三七」。
- (71) 前掲『幕末御触書集成』(四卷)四六八頁。『錢屋I』(『大阪商業大学商業史博物館史料叢書』第八卷、同博物館編集)二〇一三年、二五～二七頁。
- (72) ～(73) 「江戸書状控」(嘉永六～七年)「三井文庫所蔵 別三二五」。
- (74) 「京江戸別通之控」(嘉永三年～安政元年)「三井文庫所蔵 別三二九」。
- (75) 「江戸書状控」(嘉永六～七年)「三井文庫所蔵 別三三五」。十五軒組合分大坂着は「日記録」(安政元年)「三井文庫所蔵 本九四」。
- (76) ～(78) 「江戸書状控」(安政二年～四年)「三井文庫所蔵 別三三九」。
- (79) 「京江戸別通之控」(安政元年～安政三年)「三井文庫所蔵 別三二七」。
- (80) 「京江戸別通之控」(安政四年～安政六年)「三井文庫所蔵 別三四五」。
- (81) 「留帳 森本」(嘉永三年～文久三年)「大阪商業大学商業史博物館所蔵 佐古慶三教授収集文書…近江屋F一―一七」。
- (82) 佐々木顕発、信濃守、大坂町奉行所東屋鋪は嘉永五年一〇月～安政

- 四年二月。前職は奈良奉行、後職は小普請奉行（『柳營補任』）。
- (83) 「京江戸別通之控」（安政元年～三年）「三井文庫所蔵 別三三七」。
- (84) 「江戸書状控」（安政二年～四年）「三井文庫所蔵 別三三九」。
- (85) 「古金類引替方上申書」（安政三年）「三井文庫所蔵 続二七八九—一」。「金銀引替御用留 四番」（天保一四年～万延元年）「住友史料館所蔵 一三一—一三二」。
- (86) 「江戸書状控」（安政二年～四年）「三井文庫所蔵 別三三九」。
- (87) 大坂は「江戸書状控」（安政四年～六年）「三井文庫所蔵 別三四—三」。京都は「京都書状控」（安政四年）「三井文庫所蔵 別三四四」。「新古小判一分判出入帳」（天保一三年～文久三年）「三井文庫所蔵 別一〇七八」。
- (88) 「定式書付留」（安政三年～慶応三年）「大阪大学経済史経営史資料室所蔵 田谷先生寄贈貨幣史関係写真・幕末金座後藤亀市文書 一」。
- (89) 「改五拾八番日記」（安政六年）「国文学研究資料館所蔵 播磨屋中井両替店記録：二六U—四八」。
- (90) 三上隆三『円の誕生』東洋経済新報社、一九八九年。山本有造『両から円へ』ミネルヴァ書房、一九九四年。小林延人『幕末維新期の貨幣経済』東京大学出版会、二〇一五年。
- (91) 『幕末外国関係文書之二十一』八二九～八三〇頁。
- (92) 計数銀貨では、「一〇〇両での銀量」(A)、「増歩額に含む銀量」で天保一分銀(B)・嘉永一朱銀(C)とする。表2の南鐮二朱銀で、(A)・(B)では一貫一—二匁余の銀が得られる。表10の南鐮二朱銀で、(A)・(B)では一貫六六匁余、(A)・(C)では一貫二〇四匁余の銀が得られる。
- (93) 金貨では、「一〇〇両での金量」(A)、「増歩額に含む金量」で天保二朱金(B)・安政二分判(C)とする。表1の元文金・文政草文二分判で、(A)・(B)では六五匁余～一—三匁余の金が得られる。表9の元文金・天保五兩判で、(A)・(B)では四二匁余～一〇三匁余、(A)・(C)では八七匁余～一五五匁余の金が得られる。

表1 弘化元年段階での金貨増歩と引替元を含む金量

貨幣名称	貨幣別称	分析金位	1両の量目	100両での金量	弘化元年(1844)段階での増歩			記 事
					増歩額	増歩額に含む金量(天保小判)	増歩額に含む金量(天保二朱金)	
慶長金		%	匁	匁	両	匁	匁	増歩対象外
元禄金		86.28	4.76	410.6928	190	325.5890	198.7020	
宝永金	乾字金	56.41	4.76	268.5116	130	221.4030	135.9540	
正徳金	武蔵判	83.40	2.50	208.5000	100	170.3100	104.5800	
享保金		85.69	4.76	407.8844	190	325.5890	198.7020	
		86.14	4.76	410.0264	190	325.5890	198.7020	
元文金 ¹⁾	真文字金、古文字金	65.31	3.50	228.5850	110	187.3410	115.0380	
文政金 ²⁾	草文字金、新文字金	56.05	3.50	196.1750	101	172.0131	105.6258	
文政真文二分判		56.29	3.50	197.0150	101	172.0131	105.6258	
文政草文二分判		48.92	3.50	171.2200	101	172.0131	105.6258	
文政一朱金		12.31	6.00	73.8600	100	170.3100	104.5800	
天保小判	保字小判	56.77	3.00	170.3100				引替元
天保一分判	保字一分判	56.75	3.00	170.2500				引替元
天保二朱金	古二朱金	29.88	3.50	104.5800				引替元

1) 金位は元文小判で示した。なお、元文一分判の金品位は65.33%である。

2) 金位は文政小判で示した。なお、文政一分判の金品位は55.62%である。

注)「引替人」には100両につき2分が慶長金～文政草文二分判で与えられたが、文政一朱金は対象外とされた。

出典：石井良助・高柳真三編『御触書天保集成』(下 岩波書店、1941年、613頁。石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成』(四巻)岩波書店、1993年、430～432頁・436頁・438頁・446頁。作道洋太郎『近世日本貨幣史』弘文堂、1958年、27～36頁〔参考文献〕三井高維『新編両替年代記開鍵(巻一 資料篇)』797～800頁。滝本誠一『日本貨幣史』金幣通覧表。注)は「願書并諸書面控」(天保12年：九州文化史研究所 千原家文書1)[大阪大学経済史経営史資料室所蔵 田谷先生寄贈貨幣史関係写真1]所収の天保14年7月8日付「差上申御受証文之事」にある「持主并引替人共江被下候御手当書付」「持主并引替人共江被下候御手当、先達而申達候内書付」より。

表2 弘化元年段階での銀貨増歩と引替元を含む銀量

貨幣名称	貨幣別称	規定銀位	分析銀位	10貫目での銀量	弘化元年(1844)段階での増歩		記 事
					増歩額	増歩額に含む銀量(天保銀)	
元文銀	真文字銀、古文字銀	%	%	貫、匁	貫、匁	貫、匁	
文政銀	草文字銀、新文字銀	46.00	45.10	4,600	11,000	2,860.00000	
天保銀	保字銀	36.00	35.25	3,600	10,100	2,626.00000	
天保銀	保字銀	26.00	26.05	2,600			引替元
貨幣名称	貨幣別称	分析銀位	1両の量目	100両での銀量	弘化元年(1844)段階での増歩		記 事
					増歩額	増歩額に含む銀量(天保一分銀)	
南鐘二朱銀	古二朱銀	%	匁	貫、匁	両	貫、匁	増歩対象外
文政南鐘二朱銀	新二朱銀	97.81	21.6	2,112.696	110	1,000.46320	
文政南鐘一朱銀	古一朱銀	97.96	16.0	1,567.360	101	918.60712	
天保一分銀	古一分銀	98.95	11.2	1,108.240	100	909.51200	
天保一分銀	古一分銀	98.86	9.2	909.512			引替元

注1)「引替人」には10貫目につき10匁が元文銀・文政銀で与えられた。

注2)「引替人」には100両につき80匁が南鐘二朱銀・文政南鐘二朱銀で与えられ、文政南鐘一朱銀でも100両以上で「引替所迄五里以上隔候者、巷里二付銀老宛宛之割」

「引替人江被下候諸入用者引替金高二寄追而御沙汰可有之積」とある。これは変更され、「引替人」には100両につき40匁が南鐘二朱銀・文政南鐘二朱銀で与えられ、文政南鐘一朱銀でも100両につき「持主へ御手当者先達而申達候通銀三匁 引替人へ」とある。

出典：表1と同じ。

表4 左側続き

引替分の差立回数七年目日・額	
大	
引	<p>③ 嘉永元年10月8日・文銀60貫目</p> <p>③ 嘉永3年8月20日・文銀40貫目</p> <p>③ 万延元年4月16日・文銀銀150貫目返上納</p> <p>③ 天保15年2月29日・文銀300貫目三井発</p> <p>⑧ 天保15年3月7日・文銀300貫目十人発</p> <p>⑬ 天保15年3月26日・文銀300貫目三井発</p> <p>⑱ 天保15年4月22日・文銀300貫目三井発</p> <p>③ 弘化2年2月25日・文銀300貫目十人発</p> <p>③ 弘化2年2月30日・文銀240貫目三井発</p> <p>③ 嘉永元年12月7日・文銀100貫目</p>
替	<p>④ 嘉永4年3月16日・文銀60貫目</p> <p>④ 天保15年2月30日・文銀300貫目十人発</p> <p>⑨ 天保15年3月8日・文銀300貫目三井発</p> <p>⑭ 天保15年3月27日・文銀300貫目十人発</p> <p>⑲ 天保15年4月25日・文銀300貫目十人発</p> <p>④ 弘化2年2月26日・文銀240貫目十人発</p>
元	<p>⑤ 嘉永5年10月26日・文銀90貫目</p> <p>⑤ 天保15年3月1日・文銀300貫目三井発</p> <p>⑩ 天保15年3月9日・文銀300貫目十人発</p> <p>⑮ 天保15年3月28日・文銀300貫目三井発</p> <p>⑤ 弘化2年2月27日・文銀300貫目三井発</p>
坂	<p>④ 嘉永3年4月2日・文銀100貫目</p>
京	<p>③ 弘化3年閏5月5日・文銀200貫目</p>
都	
大	
引	<p>③ 嘉永元年6月11日・二朱銀一朱銀1,500両</p> <p>⑧ 嘉永6年2月2日・二朱銀一朱銀1,500両</p> <p>⑬ 万延元年10月16日・二朱銀一朱銀800両</p> <p>③ 天保15年4月19日・二朱銀一朱銀15,000両十人発</p>
替	<p>④ 嘉永2年5月17日・二朱銀一朱銀1,500両</p> <p>⑨ 安政元年正月23日・二朱銀一朱銀2,500両</p> <p>⑭ 文久元年5月15日・銅座上り手紙、古一分銀4,500両</p> <p>④ 天保15年4月20日・二朱銀一朱銀15,000両三井発</p>
元	<p>⑤ 嘉永2年10月16日・二朱銀一朱銀4,500両</p> <p>⑩ 安政2年7月9日・二朱銀一朱銀2,000両</p> <p>⑮ 天保15年4月21日・二朱銀一朱銀15,000両十人発</p>
坂	<p>⑤ 嘉永7年3月16日・二朱銀一朱銀1,800両</p>
京	
分	
銀	<p>⑤ 弘化4年正月28日・二朱銀一朱銀2,000両</p> <p>⑧ 嘉永4年2月28日・二朱銀一朱銀1,000両</p> <p>⑬ 安政4年6月24日・二朱銀一朱銀1,000両</p>
都	<p>⑤ 嘉永元年7月6日・二朱銀一朱銀2,000両</p> <p>⑩ 嘉永6年9月4日・二朱銀一朱銀1,000両</p> <p>⑮ 安政6年8月15日・二朱銀一朱銀2,000両</p>

表5-1 弘化期三井組の金貨引き替え

金貨名称	弘化元年			弘化2年			弘化3年			弘化4年		
	金額 兩分	増歩 兩分	手金 兩分	金額 兩	増歩 兩	手金 兩	金額 兩	増歩 兩分	手金 兩	金額 兩	増歩 兩分	
大坂	元文小判			500	50		400	40		200	20	
	元文一分判			100	10		200	20		200	20	
	文政真文二分判									200	2	
	文政小判	4,400	44		6,700	67		3,300	33		2,100	21
	文政一分判	1,000	10		1,300	13		600	6		200	2
	文政草文二分判	1,200	12				200	2				
	一朱金	100			100		100			100		
	慶長金・享保金	77 2	69 3	77 2			40	36	40			
	元禄金						10	3	10			
	乾字金	22 2		22 2			25		25			
京都	元文小判	100	10		200	20		300	30		300	30
	元文一分判	100	10		200	20		200	20		300	30
	文政真文二分判				300	3		100	1		200	2
	文政小判	3,700	37		3,100	31		1,700	17		750	7 2
	文政一分判	500	5		400	4		250	2 2		600	6
	文政草文二分判	400		4	500	5		250	2 2		300	3
	一朱金	200			300			200			50	
	古金類(内訳不明)							100	?		100	
合計	11,800	201 3	100	13,700	223		7,975		175	5,500	143 2	

注) 増歩と手金は各引替所附両替商が立て替えた額になる。

出典: 表3と同じ。三井組に関して、大坂は「金銀引替覺」(天保9年~安政2年[三井文庫所蔵 続701-11]) 京都は「新古小判一分判出入帳」(天保13年~文久3年[三井文庫所蔵 別1078])から作成。

表5-2 弘化期十人組の金貨引き替え

金貨名称	弘化元年		弘化2年		弘化3年			弘化4年	
	金額 兩	増歩 兩	金額 兩	増歩 兩	金額 兩	増歩 兩	手金 兩	金額 兩	増歩 兩
大坂	元文小判	1,300	130	300	30			200	20
	元文一分判	400	40	400	40			100	10
	文政真文二分判	200	2	300	3				
	文政小判	2,100	21	4,500	45			1,100	11
	文政一分判	800	8	600	6			800	8
	文政草文二分判	1,800	18	600	6			700	7
	一朱金	100						100	
	真草文金一朱金(内訳不明)			2,000	?	4,800	?		
京都	真草文金一朱金(内訳不明)	5,000	?	4,000	?	4,000	?	2,500	?
	古金類(内訳不明)					200	?	200	
合計	11,700		12,700		9,000		200	5,500	

出典: 表3と同じ。

表5-3 弘化期住友家(大坂)の金貨引き替え

金貨名称	弘化元年		弘化2年		弘化3年		弘化4年	
	金額 両	増歩 両	金額 両	増歩 両	金額 両	増歩 両	金額 両	増歩 両
元文小判	1,300	130	300	30				
元文一分判	800	80	400	40			100	10
文政真文二分判	400	4	100	1			500	5
文政小判	1,300	13	4,000	40			1,000	10
文政一分判	1,000	10	500	5			500	5
文政草文二分判	1,700	17	1,300	13			900	9
一朱金	100							
真草文金一朱金(内訳不明)			2,000	?	4,400	?		
合計	6,600	254	8,600		4,400		3,000	39

出典：表3と同じ。

表5-4 弘化期十五軒組合(大坂)の金貨引き替え

金貨名称	弘化元年			弘化2年		弘化3年			弘化4年	
	金額 両	増歩 両分	手金 両	金額 両	増歩 両	金額 両分	増歩 両分	手金 両分	金額 両	増歩 両分
元文小判	800	80		300	30	750	75		400	40
元文一分判	600	60		100	10	450	45		550	55
文政真文二分判	600	6		100	1	400	4		150	12
文政小判	21,400	214		2,000	20	2,150	212		9,200	92
文政一分判	2,100	21		1,100	11	3,250	322		1,500	15
文政草文二分判	2,100	21		700	7	650	62		2,600	26
一朱金						500				
真草文金一朱金(内訳不明)	24,400	?		3,700	?	6,850	?		600	?
慶長金・享保金	450	405	450			993	893	993		
元禄金	26	73	26							
乾字金	24		24							
古金類(内訳不明)						01	?	01		
合計	52,500		500	8,000		15,100		100	15,000	

注) 弘化3年の「古金類(内訳不明)」100両は近江屋半左衛門より。近江屋半左衛門(近半)と近江屋猶之助(近猶)は父子の関係である。

出典：表3と同じ。十五軒組合に関して「吹直金銀御下付請取帳(二・三番)」（三井文庫所蔵 本225・本226）、「両御掛屋引替済古金銀上納請取通」（文政7年～嘉永元年）（国文学研究資料館所蔵 加嶋屋長田家文書：26L-583）、「引替済古金銀上納請取之通」（天保14年～文久2年）（大阪商業大学商業史博物館所蔵 佐古農三教授収集文書：近江屋F11-6j）からも作成した。

表6-1 弘化期三井組の銀貨引き替え

銀貨名称	弘化元年		弘化2年		弘化3年		弘化4年		
	銀額 貫、目	増歩 貫、目	銀額 貫、目	増歩 貫、目	銀額 貫、目	増歩 貫、目	銀額 貫、目	増歩 貫、目	
大坂	元文丁銀		20,000	2,000	20,000	2,000	22,000	2,200	
	元文小玉銀		10,000	1,000	15,000	1,500	18,000	1,800	
	文政丁銀	260,000	2,600			150,000	1,500	17,000	170
	文政小玉銀	40,000	400	20,000	200	15,000	150	23,000	230
京都	元文丁銀		15,000	1,500	1,500	150			
	元文小玉銀		9,000	900	5,000	500			
	文政丁銀		206,000	2,060	87,500	875			
	文政小玉銀		20,000	200	6,000	60			
合計	300,000	3,000	300,000	7,860	300,000	6,735	80,000	4,400	
大坂	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩	
	両	両	両	両	両	両	両	両	
	南鑄二朱銀	200	20	200	20	100	10	200	20
	文政南鑄二朱銀	2,100	21	1,400	14	400	4	400	4
文政南鑄一朱銀	16,000		1,800		500		1,400		
京都	南鑄二朱銀	200	20			50	5	100	10
	文政南鑄二朱銀	1,100	11			100	1	750	7 2
	文政南鑄一朱銀	43,700		2,500		1,350		650	
合計	63,300	72	5,900	34	2,500	20	3,500	41 2	

出典：表3と同じ。三井組に関して、大坂は「金銀引替覺」(天保9年～安政2年〔三井文庫所蔵 続701-11]) 京都は「新古丁銀小玉銀出入帳」(文政3～文久3〔三井文庫所蔵 別917])、「新古二朱判出入帳并天保九戌年分銀共」(文政7年～文久元年〔三井文庫所蔵 別957])から作成。

表6-2 弘化期十人組の銀貨引き替え

銀貨名称	弘化元年		弘化2年		弘化3年		弘化4年		
	銀額 貫、目	増歩 目	銀額 貫、目	増歩 目	銀額 貫、目	増歩 目	銀額 貫、目	増歩 目	
大坂	元文丁銀		1,000	100	2,500	250			
	元文小玉銀		6,500	650					
	文政丁銀		41,500	415	46,500	465	70,000	700	
	文政小玉銀		41,500	415	1,000	10			
	文銀(内訳不明)	100,000	?			50,000	?	50,000	?
京都	文銀(内訳不明)		150,000	?	200,000	?			
合計	100,000		200,000		300,000		120,000		
大坂	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩	
	両	両	両	両	両	両	両	両	
	南鑄二朱銀		50	5					
	文政南鑄二朱銀			450	4 2				
文政南鑄一朱銀			2,800						
二朱銀壹朱銀(内訳不明)	8,400	?			1,000	?	500	?	
京都	二朱銀壹朱銀(内訳不明)	45,000	?	2,500	?	1,500	?	1,500	?
合計	53,400		5,800		2,500		2,000		

出典：表3と同じ。

表 6-3 弘化期住友家（大坂）の銀貨引き替え

銀貨名称	弘化元年		弘化2年		弘化3年		弘化4年	
	銀額 貫、目	増歩 目	銀額 貫、目	増歩 目	銀額 貫、目	増歩 目	銀額 貫、目	増歩 目
元文丁銀			1,500	150	8,000	800		
元文小玉銀			2,500	250	2,000	200		
文政丁銀			36,000	360	37,000	370	48,000	480
文政小玉銀			10,000	100	3,000	30	2,000	20
文銀（内訳不明）	100,000	?			50,000	?	50,000	?
合 計	100,000		50,000	860	100,000		100,000	
	金額 兩	増歩 兩	金額 兩	増歩 兩 分	金額 兩	増歩 兩	金額 兩	増歩 兩
南鐮二朱銀			25	2 2				
文政南鐮二朱銀			175	1 3				
文政南鐮一朱銀			3,100					
二朱銀老朱銀（内訳不明）	8,300	?			1,000	?	1,000	?
合 計	8,300		3,300	4 1	1,000		1,000	

出典：表 3 と同じ。

表 6-4 弘化期十五軒組合（大坂）の銀貨引き替え

銀貨名称	弘化元年		弘化2年		弘化3年		弘化4年	
	銀額 貫、目	増歩 貫、目	銀額 貫、目	増歩 貫、目	銀額 貫、目	増歩 貫、目	銀額 貫、目	増歩 貫、目
元文丁銀	202,000	20,200	23,500	2,350	5,000	500	16,000	1,600
元文小玉銀	34,000	3,400	16,500	1,650	3,500	350	16,000	1,600
文政丁銀	3,296,500	32,965	1,322,000	13,220	32,500	325	258,000	2,580
文政小玉銀	67,500	675	78,000	780	9,000	90	10,000	100
文銀（内訳不明）	2,100,000	?	1,140,000	?	250,000	?		
合 計	5,700,000		2,580,000		300,000		300,000	5,880
	金額 兩	増歩 兩	金額 兩	増歩 兩 分	金額 兩	増歩 兩	金額 兩	増歩 兩
南鐮二朱銀	300	30	925	92 2	100	10		
文政南鐮二朱銀	18,300	183	7,375	73 3	900	9		
文政南鐮一朱銀	55,700		11,700		1,700			
二朱銀老朱銀（内訳不明）	15,000	?			2,300	?		
合 計	89,300		20,000	166 1	5,000			

出典：表 3、表 5-4 と同じ。

表 7-1 嘉永期三井組の金貨引き替え

金貨名称	嘉永元年			嘉永2年			嘉永3年		嘉永4年			嘉永5年			嘉永6年			
	金額	増歩	手金	金額	増歩	手金	金額	増歩	金額	増歩	手金	金額	増歩	手金	金額	増歩	手金	
	両	両	両	両	両	両	両	両	両	両分	両	両	両分	両	両	両分	両	
大	元文小判	600	60				100	10	800	80					700	70		
	元文一分判	300	30		600	60	100	10	500	50		500	50		100	10		
	文政真文二分判				200	2			200	2					200	2		
	文政小判	700	7		1,600	16	300	3	200	2					600	6		
	文政一分判	300	3		500	5	200	2	600	6		500	5		200	2		
	文政草文二分判				400	4	200	2	100	1								
	一朱金	100			100		100		100						100			
	慶長金・享保金	370	333	370	150	135	150		105	94	2	105	200	180	200	300	270	300
坂	元禄金	10	3	10					30	9	30							
	乾字金	20		20					15		15							
	元文小判	100	10		400	40	100	10	200	20		100	10		450	45		
京	元文一分判	100	10		100	10	100	10	200	20		100	10		300	30		
	文政真文二分判											300	3					
	文政小判	1,500	15		1,300	13	600	6	300	3		600	6		200	2		
	文政一分判	200	2		600	6			100	1		350	3	2				
	文政草文二分判	100	1		300	3	200	2	100	1		450	4	2	50	0	2	
	一朱金				300				100			100						
	古金類(内訳不明)								100	?	?	50	?	?				
	合計	4,400	474	400	6,350	294	150	2,000	55	3,750			3,250			3,200	437	2

出典：表3と同じ。

表 7-2 嘉永期十人組の金貨引き替え

金貨名称	嘉永元年		嘉永2年		嘉永3年		嘉永4年			嘉永5年		嘉永6年		
	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩	手金	金額	増歩	金額	増歩	
	両	両	両	両	両	両	両	両	両	両	両	両	両	
大	元文小判						100	10						
	元文一分判	100	10				100	10						
	文政真文二分判	100	1				100	1						
	文政小判	1,100	11			700	7	1,000	10			900	9	
	文政一分判	300	3					100	1			100	1	
	文政草文二分判	400	4			300	3	100	1			1,000	10	
	真草文金一朱金(内訳不明)			3,400	?			1,000	?		1,000	?		
坂	古金類(内訳不明)						80	?	?					
	真草文金一朱金(内訳不明)	2,000	?	3,000	?	1,000	?	1,000	?		2,000	?	1,000	?
	古金類(内訳不明)							50	?	?				
合計	4,000		6,400		2,000		3,630			3,000		3,000		

出典：表3と同じ。

表 7-3 嘉永期住友家（大坂）の金貨引き替え

金貨名称	嘉永元年		嘉永2年		嘉永3年		嘉永4年		嘉永5年		嘉永6年	
	金額 両	増歩 両										
文政真文二分判	100	1										
文政小判	1,600	16									1,000	10
文政草文二分判	300	3										
真草文金一朱金(内訳不明)			1,400	?	1,000	?	1,300	?	500	?		
合計	2,000	20	1,400		1,000		1,300		500		1,000	10

出典：表3と同じ。

表 7-4 嘉永期十五軒組合（大坂）の金貨引き替え

金貨名称	嘉永元年		嘉永2年		嘉永3年			嘉永4年		嘉永6年	
	金額 両	増歩 両	金額 両	増歩 両	金額 両	増歩 両	手金 両	金額 両	増歩 両分	金額 両	増歩 両
元文小判	200	20	200	20	7,500	750		250	25	150	15
元文一分判	200	20	400	40	500	50		250	25	150	15
文政真文二分判					500	5					
文政小判	1,700	17	1,000	10	800	8		1,450	14 2	100	1
文政一分判	300	3	400	4	400	4		250	2 2	200	2
文政草文二分判	400	4	400	4	1,000	10		1,300	13	300	3
一朱金	100				200			100		100	
真草文金一朱金(内訳不明)	2,100	?	2,600	?	2,100	?		2,400	?	2,000	?
古金類(内訳不明)					260	?	260				
合計	5,000		5,000		13,260		260	6,000		3,000	

注1) 嘉永3年の「古金類(内訳不明)」260両は近江屋半左衛門より。

注2) 嘉永5年は引き替えなし。

出典：表3、表5-4と同じ。

表 8-1 嘉永期三井組の銀貨引き替え

銀貨名称	嘉永元年		嘉永2年		嘉永3年		嘉永4年		嘉永5年		嘉永6年		
	銀額	増歩	銀額	増歩	銀額	増歩	銀額	増歩	銀額	増歩	銀額	増歩	
	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	
大坂	元文丁銀	12,500	1,250	2,500	250	13,000	1,300	10,000	1,000	7,500	750		
	元文小玉銀	11,500	1,150	8,000	800	11,500	1,150	5,000	500	10,500	1,050		
	文政丁銀	37,500	375										
	文政小玉銀	8,500	85	9,500	95	5,500	55	5,000	50	12,000	120		
京都	元文丁銀	26,000	2,600					1,500	150				
	元文小玉銀	10,000	1,000					4,500	450				
	文政丁銀	14,000	140					11,000	110				
	文政小玉銀							8,000	80				
合計	120,000	6,600	20,000	1,145	30,000	2,505	45,000	2,340	30,000	1,920			
大坂		金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩
		両	両分	両	両分	両	両分	両	両分	両	両	両	両
	南鐘二朱銀	100	10	150	15	25	2 2	200	20			200	20
	文政南鐘二朱銀			1,150	11 2	175	1 3	100	1			300	3
文政南鐘一朱銀	400		1,500				200						
京都	南鐘二朱銀	25	2 2	50	5			50	5			50	5
	文政南鐘二朱銀	75	0 3	250	2 2			175	1 3				
	文政南鐘一朱銀	900		700				275				450	
	二朱銀老朱銀 (内訳不明)									500	?		
合計	1,500	13 1	3,800	34 0	400	4 1	1,000	27 3	500		1,000	28	

出典：表 3 と同じ。

表 8-2 嘉永期十人組の銀貨引き替え

銀貨名称	嘉永元年		嘉永2年		嘉永3年		嘉永4年		嘉永5年		嘉永6年		
	銀額	増歩	銀額	増歩	銀額	増歩	銀額	増歩	銀額	増歩	銀額	増歩	
	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目	
大坂	文政丁銀	30,000	300										
	文銀 (内訳不明)			20,000	?	40,000	?	20,000	?	20,000	?		
京都	文銀 (内訳不明)	50,000	?					25,000	?				
合計		80,000		20,000		40,000		45,000		20,000			
大坂		金額	増歩	金額	増歩								
		両	両	両	両	両	両	両	両	両	両	両	両
	二朱銀老朱銀 (内訳不明)	500	?	2,500	?	200	?	500	?			500	?
京都	二朱銀老朱銀 (内訳不明)	1,000	?	1,000	?			500		500	?	500	
合計		1,500		3,500		200		1,000		500		1,000	

出典：表 3 と同じ。

表 8-3 嘉永期住友家(大坂)の銀貨引き替え

銀貨名称	嘉永元年		嘉永2年		嘉永3年		嘉永4年		嘉永5年		嘉永6年	
	銀額 貫、目	増歩 目										
文政丁銀	49,000	490										
文政小玉銀	1,000	10										
文銀(内訳不明)			20,000	?	20,000	?	20,000	?	40,000	?		
合計	50,000	500	20,000		20,000		20,000		40,000			
	金額	増歩										
	両	両	両	両	両	両	両	両	両	両	両	両
二朱銀老朱銀(内訳不明)	500	?	700	?	200	?	500	?			500	?
合計	500		700		200		500				500	

出典：表3と同じ。

表 8-4 嘉永期十五軒組合(大坂)の銀貨引き替え

銀貨名称	嘉永元年		嘉永3年		嘉永5年		嘉永6年	
	銀額 貫、目	増歩 貫、目	銀額 貫、目	増歩 貫、目	銀額 貫、目	増歩 貫、目	銀額 貫、目	増歩 貫、目
元文丁銀	12,000	1,200	7,500	750	20,500	2,050		
元文小玉銀	3,500	350	12,000	1,200	6,500	650		
文政丁銀	269,000	2,690	1,000	10	270,000	2,700		
文政小玉銀	4,500	45	1,500	15	3,000	30		
文銀(内訳不明)	161,000	?	128,000	?			130,000	?
合計	450,000		150,000		300,000	5,430	130,000	
	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩
	両	両	両	両	両	両	両	両
南鐮二朱銀	100	10	200	20			100	10
文政南鐮二朱銀	600	6	500	5			400	4
文政南鐮老朱銀	700		1,100					
二朱銀老朱銀(内訳不明)	3,600	?	1,400	?			1,000	?
合計	5,000		3,200				1,500	

注) 嘉永2・4年は引き替えなし。

出典：表3、表5-4と同じ。

表9 安政2年の金貨増歩と引替元を含む金量

貨幣名称	貨幣別称	分析金位	1両の 量目	100両で の金量	安政2年の増歩				記事
					増歩額	増歩額を含む金量 (天保小判)	増歩額を含む金量 (天保二朱金)	増歩額を含む金量 (安政二分判)	
慶長金		%	匁	匁	両分	匁	匁	匁	17両加算
元禄金		86.28	4.76	410.6928	207	352.54170	216.48060	126.0630	13両加算
宝永金	乾字金	56.41	4.76	268.5116	143	243.54330	149.54940	87.0870	8両加算
正徳金	武蔵判	83.40	2.50	208.5000	108	183.93480	112.94640	65.7720	17両加算
享保金		85.69	4.76	407.8844	207	352.54170	216.48060	126.0630	23両加算
		86.14	4.76	410.0264	213	362.76030	222.75540	129.7170	
元文金 ¹⁾	真文字金、古文字金	65.31	3.50	228.5850	120	204.37200	125.49600	73.0800	10両加算
文政金 ²⁾	草文字金、新文字金	56.05	3.50	196.1750	104	177.97395	109.28610	63.6405	3両2分加算
文政真文二分判		56.29	3.50	197.0150	104	177.97395	109.28610	63.6405	3両2分加算
文政草文二分判		48.92	3.50	171.2200	104	177.97395	109.28610	63.6405	3両2分加算
天保五兩判 ³⁾		84.24	9.00	151.6320	104	177.97395	109.28610	63.6405	新規増歩
文政一朱金		12.31	6.00	73.8600	100	170.31000	104.58000	60.9000	増歩対象外
天保小判	保字小判	56.77	3.00	170.3100					引替元
天保一分判	保字一分判	56.75	3.00	170.2500					引替元
天保二朱金	古二朱金	29.88	3.50	104.5800					引替元
安政二分判		20.30	3.00	60.9000					引替元

1) 金位は元文小判で示した。なお、元文一分判の金品位は65.33%である。

2) 金位は文政小判で示した。なお、文政一分判の金品位は55.62%である。

3) 「1両の量目」は1枚の量目で示した。嘉永7年7月～安政2年11月(1854～1855)は増歩対象外のため、文政一朱金の「増歩額を含む金量」の箇所を参照のこと。

注)「100両での金量」に関して、文政真文二分判から天保五兩判を引くと45.383匁となる。

出典：石井良助・服藤弘司編『幕末触書集成』(四巻)岩波書店、1993年、468頁。作道洋太郎『近世日本貨幣史』弘文堂、1958年、27～36頁〔参考文献〕三井高維「新稿両替年代記開鍵(巻一 資料篇)」797～800頁。滝本誠一「日本貨幣史」金幣通覧表。】

表10 安政2年の銀貨増歩と引替元を含む銀量

貨幣名称	貨幣別称	規定銀位	分析銀位	10貫目で の銀量	安政2年(1855)の増歩			記事
					増歩額	増歩額を含む銀量 (天保銀)	増歩額を含む銀量 (嘉永一朱銀)	
元文銀	真文字銀、古文字銀	%	%	貫、匁	貫、匁	貫、匁		2貫90匁加算
文政銀	草文字銀、新文字銀	46.00	45.10	4,600	13,930	3,621.8		590匁加算
天保銀	保字銀	36.00	35.25	3,600	10,690	2,779.4		
		26.00	26.05	2,600				引替元
貨幣名称	貨幣別称	分析銀位	1両の 量目	100両で の銀量	安政2年(1855)の増歩			記事
					増歩額	増歩額を含む銀量 (天保一分銀)	増歩額を含む銀量 (嘉永一朱銀)	
南鐮二朱銀	古二朱銀	%	匁	貫、匁	両	貫、匁	匁	5両加算
文政南鐮二朱銀	新二朱銀	97.81	21.6	2,112.696	115	1,045.93880	908.1320	増歩変更なし
文政南鐮一朱銀	古一朱銀	97.96	16.0	1,567.360	101	918.60712	797.5768	増歩対象外
天保一分銀	古一分銀	98.95	11.2	1,108.240	100	909.51200	789.6800	
嘉永一朱銀	新一朱銀	98.86	9.2	909.512				引替元
		98.71	8.0	789.680				引替元

出典：表9と同じ。

表11-1 安政期三井組の銀貨引き替え

	銀貨名称	安政元年		安政2年		安政3年		安政4年		安政5年		安政6年	
		銀額	増歩	銀額	増歩	銀額	増歩	銀額	増歩	銀額	増歩	銀額	増歩
		貫、目	貫、目	貫、目	目	貫、目	貫、目	貫、目	目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目
大坂	元文丁銀	10,000	1,000			10,000							
	元文小玉銀	5,000	500			20,000							
	文政丁銀	275,000	2,750				9,295.7						
	文政小玉銀	5,000	50			10,000							
京都	元文丁銀			3,000	300					2,500	982.5		
	元文小玉銀			5,500	550					2,000	786.0		
	文政丁銀			11,500	115					3,000	207.0		
	文政小玉銀			5,000	50					7,500	517.5		
合計	295,000	4,300	25,000	1,015	40,000	9,295.7				15,000	2,493.0		
大坂		金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩
		両	両	両	両	両	両分	両	両分	両	両分	両	両
	南鑄二朱銀			200	20	100	13 1						
	文政南鑄二朱銀	1,000	10	100	1	200	2						
京都	南鑄二朱銀					50 (※1)	50 7 2	250	37 2				
文政南鑄二朱銀			500	5	450	4 2	200	2	1,000	10			
文政南鑄一朱銀					1,000		250		250		1,000		
合計	1,000	10	1,400	26	1,900		500 9 2	1,500	47 2	1,000			

(※1)：増歩前後の引替高不明のため、算出不可。
出典：表3と同じ。

表11-2 安政期十人組の銀貨引き替え

	銀貨名称	安政元年		安政2年		安政3年		安政4年		安政5年		安政6年	
		銀額	増歩	銀額	増歩	銀額	増歩	銀額	増歩	銀額	増歩	銀額	増歩
		貫、目	貫、目	貫、目	目	貫、目	貫、目	貫、目	目	貫、目	貫、目	貫、目	貫、目
大坂	文政丁銀	120,000	1,200										
	文銀(内訳不明)	175,000	?			40,000	?						
京都	文銀(内訳不明)									15,000	?		
合計		295,000				40,000				15,000			
大坂		金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩
		両	両	両	両	両	両	両	両	両	両	両	両
大坂	二朱銀老朱銀(内訳不明)	1,000	?	800	?	700	?						
京都	二朱銀老朱銀(内訳不明)			500	?	1,500	?	500	?	1,500	?	1,000	?
合計		1,000		1,300		2,200		500		1,500		1,000	

出典：表3と同じ。

表11-3 安政期住友家（大坂）の銀貨引き替え

銀貨名称	安政元年		安政2年		安政3年	
	金額 貫、目	増歩 目	金額 貫、目	増歩 目	金額 貫、目	増歩 目
文政丁銀	60,000	600				
文銀（内訳不明）					20,000	?
合計	60,000	600			20,000	
	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩
	両	両	両	両	両	両
二朱銀老朱銀（内訳不明）	500	?	300	?	400	?
合計	500		300		400	

注）安政4～6年は引き替えなし。
出典：表3と同じ。

表11-4 安政期十五軒組合（大坂）の銀貨引き替え

	安政元年		安政2年		安政6年	
	金額 貫、目	増歩 貫、目	金額 貫、目	増歩 貫、目	金額 貫、目	増歩 貫、目
元文丁銀	2,000	200			1,500	150
元文小玉銀	3,000	300			4,000	400
文政丁銀	1,500	15			7,000	70
文政小玉銀	1,500	15			4,500	45
文銀（内訳不明）	682,000	?	100,000	?	53,000	?
合計	670,000		100,000		70,000	
	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩
	両	両分	両	両	両	両分
分南鐘二朱銀	100	10			75	7 2
文政南鐘二朱銀	225	2 1			200	2
文政南鐘老朱銀	75				375	
二朱銀老朱銀（内訳不明）	1,400	?			?	?
合計	1,800				?	

注）安政3～5年は引き替えなし。
出典：表3、表5-4と同じ。

表12-1 安政期三井組の金貨引き替え

金貨名称	安政元年		安政2年		安政3年			安政4年			安政5年		
	金額 両	増歩 両	金額 両	増歩 両分	金額 両	増歩 両	手金 両	金額 両	増歩 両分朱	手金 両	金額 両	増歩 両分	手金 両
大					400			200	40				
元文小判					500			300	60				
元文一分判			100	10	100								
文政真文二分判					400			500	22 2				
文政小判			100	1	200			300	13 2				
文政一分判					800								
文政草文二分判					300			300	13 2				
天保五両判	900				100								
一朱金	100												
元文金(内訳不明)	100	10											
文政金(内訳不明)	900	9	1,700	17									
坂					11		11	10		10			
慶長金					45		45		112 1 2				
元禄金					545		545						
宝永乾字金					49		49	90	銀1.5匁	90			
享保金													
京					100						100	20	
元文小判	500	50	50	5	100						100	20	
元文一分判	100	10			100						100	20	
文政真文二分判			50	0 2									
文政小判	200	2	100	1	200			1,200	54		300	13 2	
文政一分判	100	1	50	0 2	200								
文政草文二分判	100	1	200	2							1,000	45	
天保五両判			1,000		1,350			300	13 2				
一朱金			50		50								
古金類(内訳不明)											200	?	200
合計(金)	3,000	83	3,500	38	5,450	(※1)	650	3,200	329 1 2	100	1,700		200
合計(銀)									1.5匁				

(※1)：安政2年の増歩前後が混じる。大坂は金89両2分・銀3.9匁(5月7日)、金104両2分(7月10日)、金51両2分(10月16日)、金122両3分・銀4.35匁(12月6日分)、大坂のみ合計額を求めると金1,018両1分・銀8.25匁になる。京都は増歩前後の引替内訳が不明のため算出困難である。

注) 安政6年は引き替えなし。

出典：表3と同じ。

表12-2 安政期十人組の金貨引き替え

金貨名称	安政元年		安政2年		安政3年		安政4年		安政5年		
	金額 兩	増歩 兩	金額 兩	増歩 兩	金額 兩	増歩 兩分	金額 兩	増歩 兩分朱	金額 兩	増歩 兩	手金 兩
大坂	元文小判				100	20					
	元文一分判						100	20			
	文政真文二分判										
	文政小判					200	9	700	31 0 2		
	文政一分判										
	文政草文二分判					50	2 1	400	18		
	天保五兩判			300		450	20 1	400	18		
	真草文金一朱金(内訳不明)	2,000?	?	1,700	?	2,000	?				
京都	真草文金一朱金(内訳不明)	1,000?	?								
	真草文金一朱金五兩判(内訳不明)			1,500	?	2,000	?	1,500	?	1,500	?
合計	3,000?		3,500		4,800		3,100		1,500		

出典：表3と同じ。

表12-3 安政弘化期住友家(大坂)の金貨引き替え

金貨名称	安政元年		安政2年		安政3年		安政4年	
	金額 兩	増歩 兩	金額 兩	増歩 兩	金額 兩	増歩 兩分	金額 兩	増歩 兩
文政真文二分判							200	9
文政草文二分判					100	4 2	200	9
天保五兩判			400		300	13 2	400	18
真草文金一朱金(内訳不明)	1,000?	?	600	?	1,000	?		
合計	1,000?		1,000		1,400		800	36

注) 安政5・6年は引き替えなし。

出典：表3と同じ。

表12-4 安政期十五軒組合（大坂）の金貨引き替え

金貨名称	安政元年		安政2年		安政3年(※1)			安政6年	
	金額	増歩	金額	増歩	金額	増歩	手金	金額	増歩
	両	両分	両	両	両分	両分	両分	両	両
元文小判	200	20	100	10	250	50		50	?
元文一分判	150	15			100	20		50	?
文政真文二分判					50	2 1			
文政小判	700	7	200	2	1,250	56 1		350	?
文政一分判	50	0 2	100	1	100	4 2		50	?
文政草文二分判	150	1 2	100	1	300	13 2		50	?
天保五兩判			1,500		950	42 3		100	?
一朱金								116	
真草文金一朱金(内訳不明)	5,750	?							
真草文金一朱金五兩判(内訳不明)								2,214	?
慶長金・正徳金(武蔵判)					318 3	360	318 3	3	?
享保金					21	22 1	21	3	?
元禄金								6	?
乾字金					10	0 3	10	8	?
古金類(内訳不明)					0 1	0 1	0 1		
合計	7,000		2,000	14	3,350	572 2	350	3,000	(※2)

(※1)：安政3年12月6日分の古金類について交付額(増歩・引替諸入用)は金385両・銀12.45(永銭207.5文)〔「覚」安政4巳年2月17日〕であることが、「引替御手当被下金銀十五軒請取書」(天保6年～慶応元年〔三井文庫所蔵 続269-2〕)中にある。

(※2)：安政6年9月20日分は金325両2分・銀7.275両〔「覚」文久3年亥年4月〕であることが、「引替御手当被下金銀十五軒請取書」(天保6年～慶応元年〔三井文庫所蔵 続269-2〕)中にある。しかし、「御増歩前後御手当并諸入用」の部分もあるため、各貨幣での増歩額は不明である。

注)安政4・5年は引き替えなし。

出典：表3、表5-4と同じ。

表13 播磨屋中井両替店での天保金引替(安政6年)

日付	天保金	打金	打金+引替元金	備考
	両	両分	両分	
安政6年				
2月27日	5,000	87 2	5,087 2	天保金100両につき打金1両3分
3月19日	2,000	65	2,065	天保金100両につき打金3両1分
3月28日	5,000	200	5,200	天保金100両につき打金4両
3月28日	3,000	97 2	3,097 2	天保金100両につき打金3両1分
3月30日	6,000	225	6,225	天保金100両につき打金3両1分
4月3日	2,000	75	2,075	天保金100両につき打金3両1分
4月6日	8,000	340	8,340	天保金100両につき打金4両1分
4月20日	6,000	255	6,255	天保金100両につき打金4両1分
5月18日	6,000	240	6,240	天保金100両につき打金4両
(合計)	43,000	1,585	44,585	(平均)金3両3分2朱・銀5.25両

注1)引替元金は安政二分判。

注2)播磨屋は安政の改鑄後の安政6年6月～11月には、天保金8万4500両を引き替えた。

出典：「改五拾八番日記」(安政6年〔国文学研究資料館所蔵 播磨屋中井両替店記録：26U-48])より作成。

